教育委員会の点検・評価に関する報告書 対象年度 平成 24 年度

守口市教育委員会

平成 25 年9月

目次

I 教育委員会の点検・評価	1
(1) はじめに	
①点検・評価の趣旨	
②点検・評価の対象	
③点検・評価の方法	
④点検・評価の構成	
(2) 守口市教育委員会の組織・構成	
①教育委員名簿	
②教育委員会事務局組織の概要	
(3) 守口市教育委員会の活動状況	
①教育委員会会議の開催状況及び審	F議案件
②教育委員の活動状況	
③教育委員会会議録の公開及び教育	が情報の発信について
(4) 平成 24 年度の教育委員会の取組。	み
平成 24 年度 めざす守口の教育	(概要)
(5) 教育委員会の決算・予算	
Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結:	果について
学校間連携	による「学び力」の向上と
学校教育の目標地域に根ざ	した学校園づくり
【基本方針1】	
学力を伸ばす ~一人ひとりの学力の向	上と個性・創造性の伸長~
・ 学ぶ意欲の向上	• 言語活動の充実と言語力の育成
• 自学自習力の育成	・支援教育の充実
• 幼児教育の充実	
【基本方針2】	
	間性と社会性の育成~ 31
・ 人権教育の充実	・ 道徳教育の充実
• 生徒指導の充実	• キャリア教育の充実

【基本方針3】		
命を守る ~たくましく生きる健康と体力づくり	~	45
・健康・体力づくりの充実	・安全・安心な環境づくりの推進	
【基本方針4】		
学校力を高める ~明確なビジョンを共有した	学校経営と教職員の資質向上~	52
・学校経営の改善	・教職員の資質向上・研修の充実	
・ 多様な人材の活用		
社会教育の目標 文化・スポーツの振り	興と生涯学ぶことのできる地域社会づくり	
【基本方針1】		
生涯学べる社会をつくる ~文化・スポーツ	を通した、生きがいのある地域社会の実現~	64
・ 生涯学習の推進	・ 文化活動の推進	
• スポーツ・レクリエーション活動の	推進	
【基本方針2】		
人と人・人と社会をつなぐ ~子どもを育て	る活動・ネットワーク化の促進~	80
・地域ぐるみの活動の推進	・家庭の教育力の向上	
• 地域社会における人権教育の推准		



I 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第27条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

第27条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、 その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知 見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び推進事項を策定し、より効果的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成24年度の推進 事項に掲げた主な施策・事業を点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進 捗状況を明らかにしたうえで、平成24年度の事務の管理・執行の状況を4段階で 評価し、課題分析及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題について は今後の方向性の箇所で説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、 学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎ 推進事項に記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
 ○ 推進事項に記載された内容がおおむね達成できたもの
 △ 推進事項に記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
 × 推進事項に記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者の氏名】

・ 大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授 島 善信 氏

• 京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授 岩槻 知也 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、それぞれの基本方針ごとに目標・推進事項・取組 みの概要及び状況、評価及び今後の方向性を明記し、分野別に学識経験者の意見・ 助言を記載しています。

なお、説明が必要と思われる用語についてはできる限り注釈を付け掲載しました。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿(平成24年度)

職名	氏 名	教育委員 就任日
委員長	網倉 尚武	平成 20 年 7月 1日 就任
委員長職務代理者	中出 政吉	平成 17 年 9月 9日 就任
委員	江端 源治	平成 24 年 3月 11 日 就任
委員	槙原 恵理子	平成 24 年 7月 7日 就任
教育長	首藤 修一	平成 23 年 12 月 20 日 就任

[・]安藤佳江 氏は、任期満了により、平成24年7月6日付けで教育委員を退任しました。

② 教育委員会事務局組織の概要(平成24年4月1日 現在)

教育長

教育次長

学校規模適正化プロジェクトチーム

・学校規模適正化に関すること

管 玾 部

指

導

部

総務課(庶務係・財務係・施設係)

- ・教育委員会の会議及び委員に関すること ・教育行政の相談に関すること
- ・通学区域の設定及び変更に関すること
- 学校園の物品の調達に関すること
- ・教育施設設備の営繕に関すること
- ・奨学資金に関すること
- 学校園の環境整備に関すること

校

学

18校

教育施策推進課

- ・教育施策の総合調整に関すること
- ・教育改革の推進に関すること
- ・教育改革に伴う重要な教育施策の企画及び立案に関すること ・教育調査及び広報に関すること 箬

学 校 9校

中

学校教育課(教職員係・学事係・学校保健係)

- ・学籍及び就学事務に関すること
- ・園児の入園に関すること
- ・教職員の定数配置及び組織に関すること
- ・教職員の人事及び給与に関すること
- ・就学援助・就園奨励に関すること
- ・園児、児童、生徒等の保健衛生に関すること
- ・教職員の免許状に関すること

稚 袁 5園

幼

教育・人権指導課(教育・人権指導係 学校給食係)

- ・学校教育の企画及び立案に関すること
- ・学校指導及び生徒指導に関すること
- ・進路指導に関すること
- ・児童及び生徒の学力調査に関すること
- ・人権・同和教育に関すること
- ・教育課程の内容及びその指導に関すること
- ・教科用図書及び教材採択の指導に関すること
- ・支援教育に関すること
- ・幼稚園教育の指導に関すること
- ・学校給食に関すること

ふ れ あ い の 家

教育センター

- ・教育の専門的、技術的事項の調査研究に関すること ・教職員の研修に関すること
- ・教育資料の作成、収集、保管及び利用に関すること
- 教育相談に関すること
- ・教科用図書の展示及び保管に関すること

生涯学習課(社会教育係 文化振興係)

もりぐち歴史館 現代南画美術館

(指定管理)

・生涯学習推進施策の企画及び立案に関すること ・成人教育の振興に関すること

- ・公民館との連絡調整に関すること
- ・文化財の保存及び活用に関すること
- 生涯学習情報センター 文化センター
- ・芸術及び文化事業の推進に関すること

生 涯

部

スポーツ・青少年課(スポーツ振興係 青少年係)

- ・スポーツ施策の企画及び立案に関すること
- ・体育及びレクリエーションの振興に関すること
- ・体育施設の運営及び維持管理に関すること
- ・守口市スポーツ振興事業団との連絡に関すること ・学校体育施設等の開放に関すること
- ・青少年施策の企画及び立案に関すること

青少年センター 市民球場

(指定管理)

市民体育館

- ・体育大会及びスポーツ教室等に関すること
- ・こども会活動の促進に関すること

放課後こども課

・もりぐち児童クラブ事業に関すること

公民館 10館1分室

- 3 -

(3)守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催し、必要に応じて臨時会を 開催しています。平成24年度は合計16回開催しました。

ア 定例会・・・・・・・ 12 回

イ 臨時会・・・・・・・ 4 回

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

	月日 /火. m			
	開催日 開催会議	審議案件		
	4月24日 定例会	・協議及び報告のみで議案なし		
	5月22日 定例会	・平成 24 年度教育費補正予算案についての意見		
	6月8日 臨時会	・梶小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案		
		・藤田小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案		
	6月26日 定例会	・報告のみで議案なし		
	7月24日 定例会	・協議及び報告のみで議案なし		
	8月24日 定例会	・教育委員会の点検評価に関する報告書案について		
	9月7日 臨時会	・守口市学校建設プロポーザル方式設計者選定審査委員会設置条例(案)の制定についての意見		
		・平成 24 年度教育費補正予算案についての意見		
		・守口市立第二中学校・第四中学校の統合実施計画(案)について		
	9月21日 定例会	・平成24年度教育委員会表彰について		
亚		・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する		
平 成 24		規則案		
年		・守口市中学校給食実施方針(案)について		
		・平成24年度大阪府学力・学習状況調査結果の取扱について		
		・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案について		
	10月23日 定例会	・平成24年度教育委員会表彰について		
		・守口市教育委員会事務局職員の任命について (報告)		
	11月27日 定例会	・守口市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案		
		・平成24年度教育費補正予算案についての意見		
		・平成25年度守口市公立学校教職員人事基本方針(案)について		
		・守口市就学指導委員会設置条例案についての意見		
		・守口市教育財産の処分の申し出について		
	12月21日 定例会	• 守口市就学指導委員会規則案		
		・平成 25 年度全国学力・学習状況調査への参加について		
		・学童保育の充実を求める請願書		

	1月22日 定例会	・守口市就学指導委員会規則案
		・守口市附属機関条例案の制定についての意見
		・平成 24 年度教育費補正予算案についての意見
		・平成 25 年度教育に関する予算についての意見(案)
	2月8日 臨時会	・平成 24 年度教育費補正予算案についての意見
	2月21日 定例会	・守口市立学校長等任命の内申案について
		・守口市立小中一貫校施設整備実施計画(案)について
		・平成 25 年度「めざす守口の教育」(案)について
		・公民館建設用地の使用用途の廃止について
平成		・守口市社会教育委員の委嘱について
25	3月5日臨時会	・社会教育関係施設更新の基本方針(案)について
年	3月26日 定例会	・教育長の任命について
		・守口市奨学生選考委員会規則案
		・守口市奨学生選考委員会規程を廃止する規程案
		・守口市幼児教育振興審議会規則案
		・守口市立学校結核対策委員会規則案
		・守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則案
		· 守口市社会教育施設指定管理者選定委員会規則案
		・守口市生涯学習推進会議規則案
		・守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会規則案
		・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案について

※定例会・臨時会では上記議案の審議以外に必要に応じ協議会、懇談会を開催し、学校教育・社 会教育に関する意見交換の場を持っています。

②教育委員の活動状況

2)教育委員の活動状		
出席日	主な出席行事等	
4月4日	4月校・園長会	
4月5日	小学校入学式	
4月6日	中学校入学式、第52回日本南画院展	
4月10日	幼稚園入園式	
4月19日	大阪府都市教育長協議会総会	
4月20日	北河内地区教育長協議会	
4月29日	こどもまつり	
5月13日	第6回だんじり祭	
5月16~18日	第 64 回全国都市教育長協議会定期総会	
5月24日	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	
6月~10月	小・中学校及び幼稚園運動会・体育大会	
6月12日	守口市PTA総会	
6月26日	耐震化・エアコン設置に関する学校視察	
7月9日	北河内地区教育長協議会	
7月10日	社会を明るくする講演会	
7月13日	中国・中山市の中学生表敬訪問	
7月27日	大阪府都市教育長協議会	
8月5日	キックベースボール大会	
8月18日	夏休み親子ふれあいコンサート 2012	
8月19日	守口市中学生スポーツ大会	
8月30日	大阪府都市教育長協議会	
8月31日	第5回教育フォーラム	
9月11日	第8回日中美術交流合同展	
9月16日	第 56 回守口市美術展覧会	
10月~11月	各地区公民館祭・体育祭	
10月17日	近畿市町村教育委員会研修大会	
10月24日	中学校音楽会	
10月25日	小学校音楽会、近畿都市教育長協議会、文化財展	
10月27日	第3回守口市読書感想文発表大会	
11月1日	教育委員会表彰	
11月4日	第27回「守口市民まつり」	
11月6日	大阪府都市教育長協議会	
11月8日	守口市PTA研究大会	
11月9日・19日	小・中学校教育課程研究協議会	
11月10日	守口東高校創立 30 周年記念式典	
11月30日	第 43 回大阪府小学校道徳教育研究発表大会北河内大会	
12月2日	第 31 回守口市こども会駅伝競走大会	
12月4日	ヒューマンライツフェスティバル 2012	

1月10日	市長との懇談(要望・意見交換)
1月11日	大阪府都市教育長協議会
1月14日	成人式
1月16日	大阪府市町村教育委員意見交換会、守口市図工展
1月23日	社会教育委員会議
2月4日	北河内地区教育長協議会
2月6日	北河内地区教育委員会委員研修会
2月7日	生涯学習推進本部会議
2月19日	守口門真青年会議所からの寄贈品視察
2月21日	北河内地区教育長協議会
2月27日	京都産業大学との協定締結式
3月14日	中学校卒業式
3月19日	小学校卒業式
3月21日	幼稚園修了式

[※]上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業、表彰式・授業参観・公開授業研究会へ 参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため学校訪問・視察を随時実施しています。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信について

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、平成20年1月に開設した教育委員会ホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座・催し物の案内等を発信しています。

(4) 平成24年度の教育委員会の取組み

教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の 育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標をあげ、守口の教育を推進して います。

学校教育では、「学校間連携による『学び力』の向上と地域に根ざした学校園づくり」を目標とし、4つの基本方針と 14 の重点項目、78 項目の推進事項を定め、学校教育の推進に取り組んでいます。

また、社会教育では、「文化・スポーツの振興と生涯学ぶことのできる地域社会づくり」を目標とし、2つの基本方針と6つの重点項目、30項目の推進事項を定め、社会教育の推進に努めています。

守口の教育理念や教育目標を積極的に推進するため、地域の多様な特性や市民の意見を反映させながら、「連携の視点」「協働の視点」「信頼の視点」の3つの視点に立ち、自主的判断と責任において教育行政を展開しました。

連携の視点では、新たに1大学と連携協力に関する協定を締結するなど、大学との連携を広 げるとともに、社会人等指導者人材バンク、学校支援地域本部のボランティアによる学校支援 を展開することで、学校・家庭・地域の連携を一層すすめています。

協働の視点では、教育委員が積極的に学校訪問等を行い、教育課題を把握し教育行政への反映に努めています。また、教育委員会では、「守口市教育フォーラム」を開催するなど、学校・家庭・地域が協働し、守口の教育を考える場を持っています。

信頼の視点では、子どもたちにとってより豊かな教育環境を整備するために、平成24年6月には、小・中学校の普通教室、支援教室等に空調設備を設置するとともに、「守口市小中学校耐震化推進計画」に基づき、2校4棟の耐震補強工事を行い、安全・安心な学校づくりに取り組んできました。また、「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、民間事業者の企画能力・発想・創造性等を活用するため、プロポーザル方式による設計者の選定を行い、魅力的な学校建設に向け取り組んでいます。

9年間の子どもの学びを支える体制づくりを目指し、平成26年度小中一貫教育の全面実施に向け、平成24年度を「知る」年度とし、守口市教育フォーラムでの啓発や中学校区での研修の開催などに取り組んでいます。また、中学校給食の早期導入に向け、「守口市立中学校給食導入検討委員会」からの報告を受けて、「守口市中学校給食実施方針」を策定し、食育の充実に向け取り組んでいます。いじめ問題については、全児童・生徒を対象とした「守口市いじめアンケート調査」を実施し、現行のいじめにかかる取組みの検証及び改善を図り、子どもたちが安心・安全に通える学校づくりに努めています。

めざす守口の教育(概要)

教育 理念 郷土を誇りに思い,夢と志をもって, 国際化社会で主体的に行動する人の育成

学校教育の目標

学校間連携による 『学びカ』の向上と 地域に根ざした学校園づくり

社会教育の目標

文化・スポーツの振興と生涯学ぶことのできる地域社会づくり

重点項目

- 1. 学习意欲の向上
- 2. 言語語か介実と言語か介彰
- 3. 自学自智力の育成
- 4. 対豫頃の対実
- 5. 幼融育の意

重点項目

- 6. 人權煩の意
- 7. 道離煩の疾
- 8. 生活導の充実
- 9. キャリア教育の充
 - 実

重点項目

- 1. 生産物の推進
- 2. 文化活动推進
- 3. スポーツ・レクリエーション活動が推進

基本方針1

基本方針2

学力を伸ばす

心を育てる

重点項目

- 10. 健康·体力べり の強

重点項目

- 12 学校学の途
- 13. 教職の資質可止・研修の方実
- 14. 多数认为分割

<u>基本方針3</u>

命を守る

^{基本方針4} 学校力を 高める 基本方針 1生涯学べる社会をつくる

重点項目

- 地域ぐるみの活動 の推進
- 5. 家庭/教育力/向上
- 6. 地域会ごおる 人権第7推進

_{基本方針2} 人と人・人と 社会をつなぐ

(5) 教育委員会の決算・予算

一般会計における過去4年間の決算・予算額の総額と教育費の割合の推移

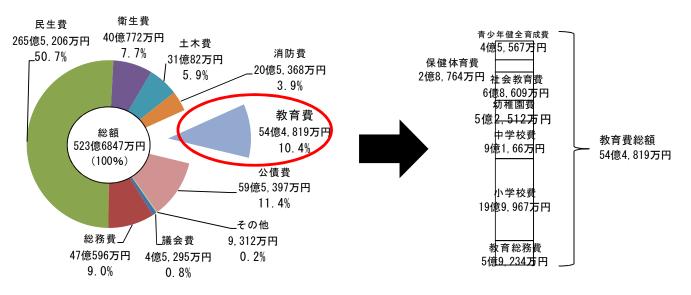
(平成21年度~平成23年度は決算額、平成24年度は予算額)

	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成 24 年度 (予算) ※ 1
教育費	49億2,111万円	46 億 1,556 万円	54億4,819万円	47億6,006万円
教育費以外※2	479億8,003万円	494億7,458万円	469億2,028万円	484 億 2,994 万円
総額	529 億 114 万円	540億9,014万円	523億6,847万円	531 億 9,000 万円

- ※1 平成24年度予算額は当初予算のみ
- ※2 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、交際費、その他の合計額

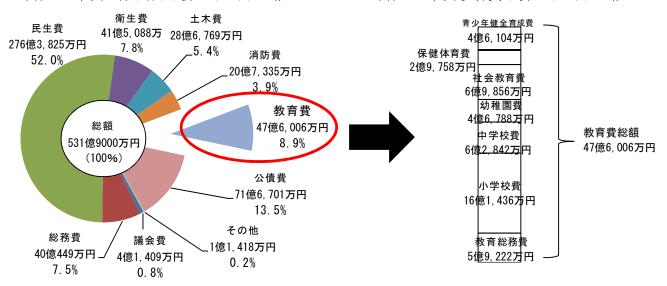
平成23年度一般会計決算の目的別内訳

平成 23 年度教育費決算の目的別内訳



平成 24 年度一般会計予算の目的別内訳

平成 24 年度教育費予算の目的別内訳



Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育の目標

学校間連携による「学び力」の向上と 地域に根ざした学校園づくり

<基本方針1>

学力を伸ばす

~一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長~

<目標>

小・中学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成をすすめます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。その際、電子黒板等のICT機器の効果的な活用や授業評価を取り入れるなど中学校区の連携をより一層強化して取り組みます。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

【(重点項目1)学ぶ意欲の向上】

- 1. 授業・指導方法の工夫・改善 《教育・人権指導課》
- ◇:R-PDCAサイクル(※1)による「学力向上プラン」(※2)を作成し「確かな学力」(※3)の定着に向け、各学校では、学力向上推進教員(※4)を中心に授業の工夫・改善をすすめる。
- ◆:各校に学力向上プランの作成・提出を依頼し、進捗状況の報告を求めているとともに、学校訪問による指導助言及び年3回学力向上推進教員会議を開催した。

すべての学校において、学力向上プランを作成し、校内授業研の充実を図りながら、「聞き方・話し方」の共通指導やノート指導等の取組みや「挨拶・チャイム着席」などの学習規律の確立など、学力・学習状況調査結果等での分析を行い、R-PDCAサイクルによる学力向上の取組みがすすめられている。

※1 「R-PDCAサイクル」

Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善) のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を 加えたもの。

評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ 全小中学校において学力向 上プランに基づいた取組み がすすめられた。

府学力調査の分析について 全教職員の共有を図るため 分析会議の持ち方等の工夫 が図られるようになった。 学力向上推進教員会議の充 実を図り、学校体制を構築 できる人材育成をすすめて いく。

評価及び今後の方向性

※2 「学力向上プラン」

平成24年2月に、平成24年度から平成26年度にかけて取り組む学力向上へ向けたプランを策定。

※3 「確かな学力」

基礎的・基本的な知識技能と、それらを活用して課題を解決するため に必要な思考力・判断力・表現力。

※4 「学力向上推進教員」

学力向上へ向けた取組みについて、中心的な役割を担う教員として各 小中学校で1名位置づけている。

<u>2.学習規律の確立・育成(※5)</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:学習意欲の向上と学習への興味・関心の育成を図り、学習の 基本的なルールを身につけ授業の質的な向上を図るため、子ど もの学習規律の育成をすすめる。
- ◆:各校の学力向上プランの中の一つの柱として位置づけ、取組 みの具体化を図っている。

学校訪問による指導助言を行うとともに、学力向上推進教員 会議において成果の共有を図る。

特に、小学校において、チャイム着席などの徹底とともに、 話す・聞く・書くなどの学習規律の育成に向けた取組みがすす められている。

※5 「学習規律の確立・育成」

「授業前に学習用具の準備を机の上に」など、きまりを守ることだけでなく、「話し方」「聞き方」など、意欲をもって授業に参加する学習態度を子どもの内面に育むこと。

評価: ○

▶ 落ち着いた授業環境に留まらず、思考力・判断力・表現力など、規律を通して育む力を意識した取組みとなるよう、指導助言に努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

3. 校内研修の改善と充実

≪教育センター≫

- ◇:各校においては研修テーマに沿って教科・領域等の枠を越え た研究授業をともなう校内研修を行う。それにより教員の授業 力向上を図り、研修の内容・方法の充実をすすめる。
- ◆:全小中学校において、研究授業及び討議会を実施した。その 取組みを推進するため、校内研究支援事業を実施して、研究授 業までの取組みを支援した。研究授業当日だけの指導助言では なく、指導案検討や模擬授業、事前授業に力を入れて校内研修 を支援した。

<校内研修への支援回数>

指導案作成支援

55 回

模擬授業・事前授業支援

62 回

研究授業支援助言

28 回

支援回数

合計 145 回

※事業活用校 <u>8校(</u>小学校 5 校、中学校 3 校)

事業活用校以外で校内研修を支援した学校 12 校

評価:◎

▶ 教職員が研究授業までの取 組みを組織的に行うことに より、授業者だけでなく参 加者全員の授業力向上を図 ることができた。

研究授業までの取組みを支 援することにより、普段の 授業を改善することにつな がり、子どもたちの学ぶ意 欲が向上した。

平成25年度も本事業を実 施して、各校の課題に応じ た支援を行う。

- 4. 中学校区合同授業研究会の推進 《教育・人権指導課》
- ◇:中学校区の小・中学校が連携を強化し、合同授業研究会(※) 6) を開催するなど中学校区全体での授業改善をすすめる。
- ◆:小中連携推進事業の計画段階で、教職員の連携の一環と位置 づけ、合同授業研究会の実施を指示した。

平成24年度はすべての中学校区で合同授業研究会が実施され ることとなった。教職員の参加人数については、中学校区で異 なるが、授業参観と討議会を実施し、さらに指導案を作成する 段階から小中学校合同で取り組んでいる中学校区もある。

※6「合同授業研究会」

中学校区の小中学校の教職員が集まり、授業を参観し、授業について の研究討議等を合同で行う授業研究会。

評価: 〇

▶ すべての中学校区で合同授 業研究会の意義が確認され 取り組まれている。

今後は小中一貫教育推進の てびきも参考に合同授業研 究会を充実させ、子どもの 学びをつなぐ一助とする。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

5. 少人数・習熟度別指導(※7)の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:児童・生徒の学習到達度を把握し、単元・教科内容や学習内容の習熟の程度に応じた指導をすすめる。また、補充的な学習、発展的な学習などの指導方法の工夫・改善を図る。
- ◆:計画書、中間報告、報告書による状況把握とともに、学校訪問における授業参観及び指導助言を行う。

すべての学校において、加配教員を中心に、TT指導・習熟 度別指導・均等分割指導(※8)などの指導形態を効果的に組 み合わせ、子ども個々のニーズに合った指導方法の工夫・改善 をすすめている。

※7「少人数·習熟度別指導」

主に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、教科等の特性 に応じ、児童生徒の学習の習熟の程度に応じて少人数による学習集団を 編成し、組織的・計画的に指導を行うもの。

※8「均等分割指導」

学級の人数を習熟の程度に関係なく均等に分割し、少人数の指導を行うもの。

6. 総合的な学習の時間の改善
 ≪教育・人権指導課≫

- ◇:総合的な学習の時間においては、各教科等との関連を図り探究的な学習(※9)を核とした年間計画・実施計画を作成し、 学習した内容を活用できる能力をつける。
- ◆:総合的な学習の時間の全体計画及び年間指導計画の提出を求め、指導助言を行う。

小中学校教育課程北河内地区合同説明会を実施し、説明を行う。

すべての学校において、年度当初に作成した全体計画及び年間指導計画に基づき、地域教材や地域人材等を活用しながら、総合的な学習の時間の充実を図っている。

※9 「探究的な学習」

疑問や課題を解決するために、既習の知識・技能をもとに、情報を集め、考え、表現する等の活動により、その課題等を解決していくような自律的な学習。このことにより、新たな知識・技能の習得とともに活用する能力、さらなる学習への意欲などが育まれる。

評価: ○

▶ すべての学校において、少 人数指導が実施されてい る。

児童生徒の実態や課題に応 じ、柔軟かつ効果的にその 取組みがすすめられるよ う、少人数指導担当者への 研修等の開催に努める。

評価: ○

▶ すべての学校において、全 体計画及び年間指導計画が 作成されている。

中学校においては、体験的 活動等が中心となっている ので、今後はより探究的な 学習に取り組むことが必要 である。

総合的な時間の充実を図る ため、そのすすめ方につい ての研修等をすすめる。

評価及び今後の方向性

◇:推進事項 ◆:取組み概要及び状況

7. ICT教育の推進

≪教育センター≫

- ◇: I C T 機器 (※10) や校内ネットワーク環境 (※11) を効果 的に活用し、児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりをすすめる。 また、各教科等で児童生徒に積極的に I C T 機器を活用させ、 情報活用能力を育成する。
- ◆: I C T 環境整備事業(小学校に電子黒板ユニット、ノートパソコン、書画カメラを導入)を実施し、小学校全普通教室の電子黒板整備が完了した。また、学校 I C T 支援員配置事業(I C T 支援員 16 名を学校及び教育センターに配置)を実施して、教職員の I C T 活用を支援した。結果、 I C T 機器を活用した学習を行う機会が増加し、児童生徒の学習意欲の高まりが見られた。また、平成 24 年度は、全小中学校より授業の中で効果的な I C T の活用事例を集め、「活用事例集」を作成した。また、平成 23 年度から平成 25 年度にかけての 3 年間で研究

また、平成23年度から平成25年度にかけての3年間で研究を行っている、総務省ICT絆プロジェクト(教育情報化研究事業)の研究校2校(三郷小・橋波小)においては、4~6年生の全児童にタブレットパソコンを配布し、情報活用能力等の育成をめざして、研究に取り組んでいる。

※10 「ICT機器」

情報通信機器のことで、Information and Communication Technologyの略。 具体的には、電子黒板・タブレットパソコン等。

※11 「校内ネットワーク環境」

学校内のコンピューターをネットワークで接続したシステムのこと。学校内 で、教員が指導案や教材などを共有したり、子どもたちの学習成果を保存、発表 したり交流したりすることが可能。

<学力・学習状況調査 学校質問紙調査より>

	守口	市	大阪	反府
授業の中で児童生徒がICT機器を使う学	小	中	小	中
習をよく行っている学校の割合	61%	22%	24%	8 %
授業の中で教員がICT機器を使う学習を	小	中	小	中
よく行っている学校の割合	94%	77%	86%	50%

<アンケート調査より>

子どもたちの学習意欲が向上等、効果を実感している教員	94%
ICTを使った授業は「楽しい」と回答している子ども	90%
ICTを使った授業は「わかりやすい」と回答している子ども	87%

評価: ○

▶ アンケート調査の結果から、教職員のICT活用が高まってきていることが分かった。今後もICT機器の整備とともに、ICT機器を効果的に活用するための支援を行う教育情報化コーディネーターを平成25年度から配置する。



タブレットパソコンを利用した授業風景

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

8. 授業評価の推進

《教育·人権指導課》

- ◇:「魅力的な授業」や「わかる授業」をめざした授業改善を図るため守口版「授業評価シート」(※12)を活用する。児童・生徒、教職員、保護者等が参画しての公開授業参観や授業アンケートを行うなど、多様な観点からの授業評価を行い授業改善につなげる。
- ◆:各校の校内研究を支援する際、授業評価シートの活用等を提案する中、すべての学校で、守口版「授業評価シート」や、それを基に自校で作成した評価シートを活用している。また、公開授業参観についても実施されるとともに、学校教育評価の中で保護者や児童生徒のアンケートが実施されている。

※12「授業評価シート」

守口市教育委員会が作成した、1時間の授業の中での学習の基本的なルールや授業の4つのポイント(つかむ・見通す、解決する、練り上げる、まとめる)についての評価を行い、授業改善へつなげるためのシート。授業者用と参観者用の2種類がある。

評価: ○

▶すべての学校で、研究授業を 中心に授業評価シートを活 用し、視点を定めて授業改 善に取り組まれており、今 後も校内研究の充実を図 る。

すべての学校で学校教育評価に際し、保護者・児童生徒アンケートが実施されており、この取組みを充実させ、授業をはじめとする学校教育活動の組織的・継続的な改善に努める。

9. ユニバーサルデザインを意識した授業づくり(※13)

≪教育センター│教育・人権指導課≫

- ◇:支援教育の視点に立って、授業においては、学習の見通しを もてるような工夫をするなどの授業改善に努める。
- ◆:教育センターにおいて、それぞれの教科研修や初任者研修、 2年目研修での、研修を実施した。

ICT機器を活用し、授業のすすめ方を掲示するなど、視覚支援を使った授業が多くなった。

指示、授業中のルール、学校での統一した共通理解など、ユニバーサルデザインの意識は、まだ浸透していない。

※13「ユニバーサルデザインを意識した授業づくり」

学習理解の違いや発達障がいの有無にかかわらず、授業に参加する全員の子どもたちが楽しく「わかる・できる」ように工夫・配慮された通常学級における授業デザイン。

評価: △

▶発問、声かけなどの指示、授業中のルール、学校での統一した共通理解など、ユニバーサルデザインの意識が定着するよう、更なる研修に努める。

評価及び今後の方向性

【(重点項目2)言語活動の充実と言語力の育成】

10. 日常的な学校図書館(※14)の活用《教育センター》

- ◇:児童会・生徒会における図書委員会活動や学校支援地域本部 (※15)等の協力のもと、蔵書の整理や休み時間・放課後の開 放等を行い、児童・生徒が読書に親しみ、本が好きになるよう 魅力的な学校図書館の充実を図る。また、学習活動において知 識・情報の宝庫である図書館の一層の活用を図る。
- ◆:児童・生徒が読書に親しみ本が好きになるように学校図書担当者会議(年間3回)を実施し、出前おはなし会、団体貸出、図書修繕など生涯学習情報センターとの連携や読書感想文コンクール、読書感想画コンクールについて積極的な参加呼びかけを行った。

※14 「学校図書館」

学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目標として設けられる学校の設備。

※15 「学校支援地域本部」

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築。 地域の教育力向上を図る取組みとして平成20年度から実施。

図書活動にボランティアの方が関わっている学校・・・全 18 小学校 <ボランティアによる図書活動支援の内容と学校数>

読み聞かせ、ブックトークなど読書活動の支援	15 校
図書館の環境整備	13 校
学校図書館運営	11 校
公共図書館との連携	13 校

守口市立小・中学校図書館の蔵書数

全小学校(18校) 全中学校(9校)

平成 24 年度 157, 515 冊 平成 24 年度 101, 489 冊 平成 23 年度 152, 015 冊 平成 23 年度 97, 748 冊 平成 22 年度 143, 493 冊 平成 22 年度 92, 573 冊

評価: ○

▶ 生涯学習情報センターと連携した取り入れからこれがいません。これがでは、 学校が増えてきた。これがでは、 学校がはいかというでは、 に紹介はいめるというでは、 地域本アイトをはいるというでは、 地域本アイトをはいるというでは、 ののでは、 中学校でのというでは、 中学は、他ののでは、 かったまでのでは、 かったまでのでは、 のでは、 かったまでのでは、 かったまでいる。 かったまでのでは、 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでのでは、 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいるなどしている。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしているなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいるなどしている。 かったまでいる。 かったまでいるなどしている。 かったまでいる。 かったまではないる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 かったまでいる。 はいる。 かったまでいる。 はいる。 はい

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

11. 「読む力」の育成

《教育·人権指導課》

- ◇:各校が作成する「読書活動・読書習慣推進計画」に基づき読書の機会を増やすため、全校一斉朝の読書活動(※16)や守口版「読書カード」(※17)「おすすめの本紹介」の活用等に取り組み、読書習慣の定着と「読む力」の育成を図る。その際、語彙力を高めるため辞書の活用を積極的にすすめる。また、各校で読書感想文コンクール(※18)や発表会を開催するなど読書意欲の向上を図る。
- ◆:読書習慣の定着と「読む力」の育成を図るため、全児童、生 徒にリーフレット「読書感想文を書こう」を配布し、読書意欲 の向上を図っている。

※16 「全校一斉朝の読書活動」

始業前の短時間に、全学年が一斉に読書の時間を設定している。

・小学校:18 校中15 校 ・中学校:9 校中2 校

※17 「守口版読書カード」

読書意欲を高めるため、本の名前やひと言感想等を記録する守口市独 自の読書カード。市内公立小・中学生全員に配布。

※18 「読書感想文コンクール」

平成 24 度出品数 小学校: 3,672 点 中学校: 2,336 点 総数 6,008 点 平成 23 度出品数 小学校: 3,595 点 中学校: 2,253 点 総数 5,848 点

<u>12. 「書く力」の育成</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:自分の考えを筋道だてて記述したり、説明したりするなど、 学習したことを自分の言葉で的確に表現できるよう国語科を中 心に各教科等で書く活動を行い、文章表現力を育てる。
- ◆: すべての学校が、言語活動の充実にかかる研究テーマに沿った校内研究をすすめる中、校内研究支援事業にて、日々の授業における「書く」活動の重要性について、継続的な指導助言を行った。

また、読書感想文の書き方リーフレットの作成・配布を行う とともに、読書感想文発表会を開催したところ、読書感想文コ ンクールへ応募する児童・生徒数が増加している。 評価: 〇

▶ 「おすすめ本の紹介」の活用に取り組み、「読む力」の育成を図るように努める。

評価: ○

▶ 授業において言語力を高める活動を取り入れている。また、教科等における言語活動では、思考力・判断力・表現力の育成につながるよう、今後も校内研究に指導主事が継続的に関わり、日々の授業改善に取り組んでいく。

評価及び今後の方向性

13. 「伝え合う力」の育成 《教育・人権指導課》

- ◇:さまざまな発表の機会を設定し、わかりやすく筋道だてて話したり、しっかり聞くなどの「伝え合う力」を育て、論理的な思考力や判断力、表現力を育てる。
- ◆:すべての学校が、言語活動の充実にかかる研究テーマに沿った校内研究をすすめる中、校内研究支援事業にて、日々の授業におけるペア学習や発表活動等の定着に向けた継続的な指導助言を行った。

また、書く力・伝え合う力等の総合的な言語力の発表の場として、読書感想文発表会を開催した。

評価: 〇

▶ 授業において言語力を高める活動に取り組んでいる。教科等における言語活動を通して、思考力・判断力・表現力の育成につながるよう、校内研修に指導主事が継続的に関わり、日々の授業改善に取り組む。

◇:推進事項 ◆: B

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

14. 英語教育の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:小学校では、聞く・話すを中心に英語に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることで、コミュニケーション能力の素地(※19)を養い、中学校では聞く・話す・読む・書く、の4領域を総合的に取り扱い、統合的に活用することで、コミュニケーション能力の基礎を養う。また、小・中学校の円滑な接続のため、中学校区における連携を深める。
- ◆:小学校英語教育支援員事業では、担任と支援員が連携する中で、コミュニケーション活動量を増やし、児童同士のコミュニケーションの幅を広げることができた。

AET (※20) 派遣事業では、場面に応じたコミュニケーション活動を充実させるためのペア・グループ学習を授業の中で意識的に取組み、生徒に英語でコミュニケーションを図る意識づくりができた。

第一中学校区と庭窪中学校区における使える英語プロジェクト事業では、年5回の校区内ワーキング会議を開催し、担当者同士で成果課題を共有した。特に、意欲を持たせるための指導方法については、各校で実施した公開授業の中で、ペア・グループ学習という学習形態による実践が発表された。

主に、小学校1年~4年生の英語活動に対し、AETを派遣する人材育成事業では、ゲーム活動を取り入れるなどの指導の工夫により、児童が英語に親しみをおぼえ、スムーズに受け入れる素地を作ることができた。

※19 「コミュニケーション能力の素地」

中学校の外国語科でめざすコミュニケーション能力を支えるもの。小 学校で培った素地を生かし、中学校ではコミュニケーション能力の基礎 を養う。

※20 「AET」

Assistant English Teacher の略 本市では中学校の英語科授業で補助的な役割を担う外国人講師のこ と。 評価: 〇

▶英語教育支援員事業では、学校や身近な人物・モノを取り上げることで、児童のりまった。 リ上げることで、児童のりまった。 リニケーションを取りたいという意欲が増し、まったがが増し、まったがが増し、まったがが増し、するができた。 一次できた。 一なできた。 一なできた。 一なできた。 一なできた。 一なできた。 一なできた。 一なでを、 一なでを、 一なでを、 一なでを、 一なで、 一なで、

使える英語プロジェクト事業では、指定校での公開授業を全市に広げ、担当者同士の交流から、各校教職員への成果共有に努める。

人材育成事業では、AET と連携し、聞く・話す指導 を中心に意欲的に取り組め た。また、AETから英語 活動に意欲をもたせる工夫 を学べた。

AET派遣事業については、場面に応じたコミュニケーションをペア・グループで行う授業づくりがよりすすんだ。

評価及び今後の方向性

【(重点項目3)自学自習力の育成】

15. 生活・学習習慣の向上 《教育・人権指導課》

- ◇:全小・中学校で実施している放課後学習教室(※21)の充実を図る。また、宿題や「自主学習ノート」(※22)等、家庭学習課題の工夫により、家庭学習を定着させる。その際、「大阪府学習指導ツール」(※23)や「夢をかなえるツール集」(※24)「家庭で伸ばそう『学びカ』」(※25)等を活用する。加えて、「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣の確立を家庭に働きかける。
- ◆:学習支援サポーター事業や学校支援地域本部などの力を得て、 子どもたちの学習習慣の定着を図ってきた。また、リーフレット「平成24~26年度守口市学力向上プラン~家庭・地域への 発信~つながろう!もりぐちっ子応援団」を活用し、家庭・地 域への協力依頼を図った。加えて、「早寝・早起き・朝ごはん」 など規則正しい生活習慣を確立させるため、正門付近にのぼり を立てることにより保護者への啓発を行った。(府の施策を活 用し、のぼりを配付)

※21「放課後学習教室」

学習習慣の確立・定着に向け、放課後に教室などで、児童生徒が宿題 や学習プリントなどに取り組めるよう、学習支援活動を行うこと。

※22「自主学習ノート」

児童・生徒が自ら計画し、主体的に学習に取り組むための家庭学習用 ノート。

※23「大阪府学習指導ツール」

大阪府教育委員会の開発した学習用教材。大阪府教育センターのホームページからダウンロードできる。

※24「夢をかなえるツール集」

平成 23 年1月、本市教育委員会発行の児童生徒向け、生活習慣・家庭学習用リーフレット。

※25「家庭で伸ばそう『学び力』」

平成21年12月作成の家庭学習リーフレット。家庭学習の充実をめざして、全児童生徒の保護者へ配付。

評価: 〇

▶ 宿題や家庭自主学習の習慣を定着させること、放課後学習教室を実施していることなどについて、さまざまな機会に家庭にも伝え、連携を呼びかける。

放課後学習教室、学校支援 地域本部事業を更に充実さ せることにより、自学自習 力の育成と学習のつまずき の解消を図る。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

16. 家庭読書の習慣化

≪教育・人権指導課≫

- ◇:「読書カード」及び「もりぐちっ子応援プラン」カード(※26) を活用し、家庭での読書習慣の確立のため読書時間を増やすよ うに働きかける。
- ◆:各校の学力向上プランの中の一つの柱として位置づけ、取組 みの具体化を図っている。

学校訪問による指導助言や家庭学習リーフレットを作成し配付することで、啓発を図っている。

読書カードの活用とともに、朝の短時間の読書活動や、地域ボランティアを活用した図書室整備や読み聞かせ、児童会・生徒会活動としての図書委員会による読書啓発等の取組みがすすめられている。

※26「もりぐちっ子応援プランカード」

子どもたちの家庭学習習慣や生活習慣を確立するために、児童生徒に 配布しているカード。

「学力向上プランに位置づけられた取組み」

朝の読書:小学校15校、中学校3校

読書カード:小学校7校、中学校1校

図書ボランティア:小学校16校、中学校4校

図書室開放:小学校11校、中学校7校

評価: 〇

▶ すべての学校で読書習慣の 確立をめざした取組みがす すめられている。

学校による取組みの温度差がある。

読書カード等のツール発信 やリーフレット等による家 庭・地域への啓発を継続す るとともに、図書館司書の 配置を充実させ、子どもに とって魅力ある学校図書の 整備に努める。

17. 放課後学習教室の充実 《教育・人権指導課》

- ◇:自学自習力を育成し、学習意欲の向上を図るため、大学生や 地域人材等の効果的な活用やコンピューター教室を活用した 学習支援サポーター事業(※27)を中心とする放課後学習を充 実させる。その際、予習・復習時間の確保やつまずきの解消、 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。
- ◆:学習支援サポーターは年間280時間を計画的に活用しており、 子どもに個別に対応するので、きめ細かな支援ができる。放課 後学習教室の実施体制は、教職員の指導により行うもの、学習 支援サポーターの指導により行うもの、教職員・学習支援サポーターの両者の指導により行うものなど、各校に特色がみられる。

※27「学習支援サポーター事業」

児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、守口市立 小・中学校に対し、放課後学習教室や授業などで学習支援を行う学習 支援サポーターを派遣する事業。平成24年度は、小中学校へ91名の 学習支援サポーターを派遣した。 評価及び今後の方向性

評価: 〇

▶ 学校の実情に応じて、放課 後学習教室の時間・日数を できるだけ確保する。

評価及び今後の方向性

◇:推進事項 ◆:取組み概要及び状況

【(重点項目4)支援教育の充実】

- 18. 個別の教育支援計画の活用 《教育・人権指導課》
- ◇: 就学前から就労まで継続した支援が行えるよう、保護者の参画をもとに「個別の教育支援計画」(※28)を作成し、活用する。その際、幼・保・学校間及び福祉・保健・医療機関等との連携に努めるとともに、日常的な相談・支援体制の充実を図る。
- ◆:支援学級教育課程説明会や研修、学校訪問において、保護者 の参画の必要性を指導助言した。

守口市障害児支援部会を通して福祉・保健との連携がスムーズになり、保護者・学校からの相談も、児童課、障害福祉課、保健センター、守口支援学校、わかくさ・わかすぎ園とのつながりの中で適切な回答ができるようになってきた。

個別の教育支援計画については、支援学級在籍の児童・生徒に関して作成できている。保護者の参画により、支援計画作成がすすんできた。

就学時に保護者から提出される就学指導資料を通じて、個別の教育支援計画が作成され、就学前から情報をつなぐことができるようになってきた。

保健センターの保健師が就学相談の際は、同行する場合も多くなってきた。

※28「個別の教育支援計画」

保護者との連携のもとに学校が中心になって策定し、教育の視点に立って乳幼児期から学校卒業まで、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として立てる支援計画のこと。

評価: ○

▶ 支援計画の作成について は、引き続き保護者の参画 とともに、研修等での周知 を行い、その内容の充実に 努める。

学識経験者や専門性ある教員を派遣し、日常的な相談や学校全体で支援体制ができるように、学校をサポートする。

評価及び今後の方向性

19. 個別の指導計画 (※29) の活用 《教育・人権指導課》

- ◇:定期的に開催する校内委員会やケース会議(※30)等により、 配慮を必要とする子どもの実態を把握し、適切・効果的な指導 内容・方法を示した「個別の指導計画」等を作成する。それに 基づき、支援学級・通常の学級において全教職員の共通理解の もと適切に指導する。
- ◆:校内委員会に巡回相談チーム(※31)を派遣するとともに、 支援教育コーディネーター研修でも派遣の意義についての研修を実施した。

支援学級在籍の児童・生徒に関して、自立活動においては、 全校で指導計画作成ができている。通常の学級の児童・生徒に ついても、指導計画が作成されるようになってきた。

研修で学んだことをコーディネーターが実践し、校内委員会 において、わかりやすい資料を作成して共通理解をしている。

※29 「個別の指導計画」

各学校で、特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりに、 具体的にどのように支援していくかを検討し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導計画のこと。

※30 「ケース会議」

学校及び関係機関等が、対応を必要とする子どもの支援方策等を協議・検討する会議。

※31 「巡回相談チーム」

指導主事やリーディングスタッフ (研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員)、大学教授等により、学校からの依頼に応じ、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、具体的に管理職や担任又は保護者への相談及び助言を行う。平成24年度は、小中学校にスタッフ7名で55回の巡回相談を行った。

評価: ○

・「個別の指導計画」を見直 し、障がいの種別に応じた ものへの変更に取り組む。 通常の学級での「個別の指 導計画」の作成、活用が今 後の課題であるため、通常 の学級担任等を対象とした 研修を実施する。



◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

20. 校内体制の充実

《教育·人権指導課》

- ◇:支援教育コーディネーター(※32)を校内委員会の中心に位置づけ、ケース会議等の校内体制の充実を図る。個別の支援については、全教職員の共通理解のもと指導内容・方法の充実を図る。
- ◆:校内委員会の具体的な支援を検討するなどの効果的な行い方について、コーディネーター研修を夏季休業中に実施した。 校内委員会に巡回相談チームを派遣した。

通常の学級と支援学級で共通理解されてない学校があったが、概ね校内体制は充実してきた。

支援教育コーディネーターの意識がすすみ、校内委員会の個別の支援についての資料が簡潔にまとめられていて、どのように支援をするかなどが明確になり、共通理解がすすんでいる。 校内委員会の効果的な行い方の研修を行う学校が多くなってきた。

※32 「支援教育コーディネーター」

校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家 などとの連携・調整等を行う教員。 評価: 〇

▶ 校内委員会の有効な開催の 仕方等、支援教育コーディ ネーター研修や巡回相談の 充実を図る。

教員一人ひとりの支援教育 への意識を高めるため、全 校体制で取り組めるよう に、校内委員会の充実を図 る。

支援学級が増加する中、支援学級の担任の経験がない者も増え、支援教育の経験の少ない教員を学校全体で支援していける学校体制づくりに取り組む。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

21. 支援員等の活用

《教育·人権指導課》

◇:特別支援教育支援員(※33)等を計画的・効果的に活用し、 個別の支援を図る。

◆:小・中学校に在籍する発達障がいのある児童及び生徒を支援 するために、特別支援教育支援員を全校に配置し活用してい る。また、単独での行動が困難な障がいのある児童生徒を支援 するために、スクールヘルパー(※34)を必要に応じて派遣し ている。

特別支援教育支援員が学級への入り込み支援等を行うことにより、授業に集中して取り組むことができ、学級全体の一斉指導時においても効果的に活用している。

支援員の経験が豊富になり、適切な声かけができるようになってきている。

※33 「特別支援教育支援員」

守口市立小・中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒に、学校生活上の介助や学習支援等を行う者。各小中学校1名に配置し、一日4時間の支援活動を行う。

※34 「スクールヘルパー」

守口市立小・中学校に在籍する単独で行動することが困難な児童生徒 に、学校行事等において付き添いを行う者。

22. 研修の充実

《教育·人権指導課》

- ◇: 支援を要する子どもに適切な指導ができるよう、専門的な知識や実践方法等の校内研修の充実を図る。
- ◆:支援教育コーディネーター研修を年5回、支援教育担任研修 (経験3年目以内)を年2回開催した。

また、夜間懇談会も年2回開催した。

専門家である大学教授に全学級をみてもらい、一人ひとりの 児童・生徒についての助言をもらう学校が増えている。

支援教育と児童・生徒指導の関係が表裏一体であるという意識が多くの学校で見られた。

支援学校の先生による障がい児理解教育の模擬授業、事例検 討、発達障がいの子どもの理解などを校内研修会で実施してい る。 評価: ○

▶ 教職員との共通理解を図り、支援の方向性を持って取り組む。

評価: ○

▶ 経験の浅い教員、コーディネーターへの支援について、引き続き、研修の充実を図る。

生徒指導との関連の研修の充実を図る。

事例検討会の回数を増や し、発達障がいの子どもの 理解、障がいのある子ども の理解をより深め、指導に 活かすことができるように 研修を充実していく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目5)幼児教育の充実】

23. 保育の充実

≪教育·人権指導課≫

- ◇:幼稚園教育要領に沿い、保育の充実を図り幼児の心身の健や かな成長を増進させる。特に、集団生活を通して身近な人との 帰属意識と信頼感を深め、規範意識の芽生えをうながす。
- ◆:教育課程、教育指導計画を適正に編成し、幼稚園教育要領に 沿った保育が推進されるよう、幼稚園のニーズに応じた研修を 計画的に実施した。

各園では、遊びや体験活動を行い、幼児の心身の健やかな成長を増進するとともに、集団としての指導及び一人ひとりに応じた対応の両側面を意識し、集団生活を通して帰属意識、規範意識の芽生えを促す取組みがすすめられた。

評価: ○

▶ 保育内容の充実が図れている。今後も教育課程の編成 を適正に行う。

24. 幼・小・中の連携≪教育・人権指導課│教育施策推進課≫

- ◇:義務教育との円滑な接続を図るため、幼児と児童・生徒の交流の機会を増やす。特に、中学校区内での教員間の意見交換や合同研修会などを実施し連携を図る。
- ◆:幼稚園に対し小学校との連携について調査を実施した。 幼小の交流については、すべての幼稚園で給食体験や授業や 行事への参加・見学等幼小交流、中学生の職場体験等に取り組 んでいる。教員同士の交流も合同研修会等への参加によりすす められている。

評価: ○

▶ 幼稚園と小・中学校の交流 行事等については積極的に 取り組まれており、教職員 間の連携もすすみつつあ る。

幼小交流の意義・ねらいを より明確にする。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

25. 子育て支援の充実

≪教育施策推進課≫

- ◇:幼稚園が家庭や地域に一層開かれた場所となるよう未就園児との交流、子育て相談、乳幼児絵本とのふれあい事業(※35)、園庭開放等を実施し、園庭開放促進事業(※36)等を活用し、地域に根ざした子育て支援の充実を図る。
- ◆:子育て支援の充実を図るため、各園の未就園児交流会、園庭 開放等の日程をホームページに掲載している。

未就園児の親子がより参加しやすいよう、各園で「幼稚園ウィーク in もりぐち(※37)」を個別に開催した。開催にあたり、教育委員会ではホームページ掲載、広報掲載、FM-HANAKO出演などの広報活動の支援を行った。

また、園児と未就園児との交流や園庭開放等に取り組むとと もに、乳幼児絵本とのふれあい事業により、各園で絵本の貸出 等に取り組んでいる。

※35「乳幼児絵本とのふれあい事業」

就園前の乳幼児・園児に対して、絵本の貸出・読み聞かせを実施する ための絵本や本棚の整備事業。

(平成22年度より公立と私立の一部で実施)

※36「園庭開放促進事業」

就学前の子ども及び保護者を対象に、園庭を開放し、集団での遊びや 子育て相談を行う園庭開放を充実させるための遊具の整備事業。

※37「幼稚園ウィーク in もりぐち」

就園前の園児と保護者を対象としたイベントで、手遊びやリズム遊び 等をしたり、幼稚園児の体操や踊りを見たりするもの。

平成23年度は市内2カ所で開催していたが、平成24年度は各幼稚園で開催。

<未就園児との交流・園庭開放 参加者数>

公立幼稚園全園合計

平成 24 年度94 回実施、のべ 1,816 名平成 23 年度76 回実施、のべ 1,335 名平成 22 年度170 回実施、のべ 3,389 名

<乳幼児絵本とのふれあい事業>

実施幼稚園合計(平成22年度の1月から実施のため、平成23年度から掲載)

 平成 24 年度
 478 回実施、5,590 名、3,558 冊貸出

 平成 23 年度
 316 回実施、2,105 名、2,128 冊貸出

(公立5園・私立6園)

評価: 〇

▶ 今後も未就園児と在園児と の交流・保護者同士のコミ ュニケーションの場とし て、園庭開放等に取り組む。



とうこう幼稚園の幼稚園ウィークの様子



やくも幼稚園の幼稚園ウィークの様子

評価及び今後の方向性

26. 公立幼稚園の活性化

≪教育·人権指導課≫

- ◇:研修等を通し、教職経験年数の少ない教員の指導力向上を図るとともに、協同的な学びなど集団活動の充実に努める。
- ◆:園長研修(年3回)、教諭研修(年4回)、人間関係研修(年3回)、障害児研修を含む園内研修(年5回)を行った。園長研修では「防災」や「服務」について、教諭研修では「体操」「造形」「子ども理解」「保護者対応」など、幅広く、そして教職員が日ごろ抱えている課題に対応できる内容としている。円滑に、意欲的に研修を行っている。人間関係研修では、英会話講師を活用し、英語活動によるコミュニケーション力の育成に向けた取組みも行い、保育研修では、教職員間の活発な意見交流があり、日々の保育の見直しと新たな課題の設定ができている。

評価: ◎

▶ 今後も、園長及び教諭研修 は幼稚園教育の実態に合っ た内容で計画する。

教諭の経験年数の隔たりを 活かして、研修を深めてい く。

<基本方針2>

心を育てる

~人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成~

<目標>

すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。

この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

【(重点項目6)人権教育の充実】

27. 人権教育の推進

≪教育·人権指導課≫

- ◇:子どもたちの人権感覚等の実態把握に努め、「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」(※38)に基づき、子どものエンパワメント(※39)の育成を含む集団づくりや同和教育、在日外国人教育をはじめとするさまざまな人権教育の指導計画(※40)を作成し総合的に推進する。
- ◆:指導計画、学校訪問、各種調査にて状況把握に努め、各校における人権教育推進について指導助言を行った。また、様々な人権課題に関する情報の発信、研修の充実をすすめている。全小中学校において、人権教育を推進するための目標、年間指導計画を立て、集団づくりや同和教育、在日外国人教育をはじめとするさまざまな人権教育についての取組みがすすめられている。
 - ※38「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」 大阪府教育委員会策定の基本方針及び推進プランにもとづき、守口市立 学校における人権教育の推進の目的及び課題を明記し、取り組むべき方 向性について発達段階をふまえて示したもの。(平成13年2月に策定)

評価及び今後の方向性

評価: ○

►子どもたちが安心して学校 生活が送れるようお互いの 存在を認め合う集団作りを すすめる中で自尊感情の すすめる中で自尊感情の が、支援を要する児童生を が、大きな理解・関わすす人を がく、子どもたちの人の でう成のため、日ごろかる 学校教育活動のあらる場 でいく。 学校教育活動的に取り組 んでいく。

年間指導計画に基づいて取 組みをすすめていくととも に、年度ごとに内容の検証 を行い、児童生徒の実態に 応じた教材の選定、効果的 な指導方法を積極的に取り 入れていく。

評価及び今後の方向性

※39 「子どものエンパワメント」

子どもが自分自身の力で、暴力に対応できるような技術や能力を獲得すること。また、子どもたちが潜在的にもっているパワーや個性を再び生き生きと息吹かせること。

※40「さまざまな人権教育の指導計画」

「人権教育の指導方法等のあり方について [第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、アイヌの人々、外国人、 HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、 インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題を視点においた 人権教育の指導計画。

28. 指導方法の改善

≪教育・人権指導課≫

- ◇:子どもが自ら主体的に、また他の子どもとともに協力して活動や体験する機会をもつ。その際、「協力」「参加」「体験」を中核とした学習形態や効果的な教材の選定・開発を行い、指導方法の改善に努める。
- ◆:人権教育担当者を対象とした市教委主催の研修を、仲間づく り2回、同和教育1回、セクシュアル・ハラスメント1回、在 日外国人教育1回の計5回、大阪府教育センター指導主事等を 講師として招聘し実施した。

大阪府教委作成の資料集が全小中学校で活用され、北河内人権教育実践研究協議会にて、代表校による実践発表を行うことができた。

評価:○

▶ 児童・生徒の効果的な実態 あるいは発達段階に応じた 教材及び指導方法の情報提 供や研修を行う。

各校で行われた実践の事例 の発信を積極的に行ってい く。

評価及び今後の方向性

29. 在日外国人教育の推進

≪教育・人権指導課≫

- ◇:「在日外国人教育に関する指導の方針」(※41)の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進する。また、在日外国人児童・生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境を醸成する。
- ◆:在日外国人児童・生徒のアイデンティティーの育成を図るため、府費民族講師に加え、市費民族講師を3名派遣し、市内小中学校10校で開設されている民族学級(※42)の運営を支援した。また、人権教育担当者対象の府費民族講師による「在日外国人教育」研修も実施した。

コリアタウンを教材とした調べ学習やフィールドワークや民 族講師を活用した授業や研修、外部人材として留学生や地域の 外国人の方をゲストティーチャーとした取組みが行われた。

民族学級の活動を全校集会、文化発表、公民館祭等、発表する場が増えてきている。また、韓国・朝鮮にルーツのある児童だけでなく、それ以外の外国にルーツのある児童も含めたワールドクラス(※43)といった取組みも行われている。

※41「在日外国人教育に関する指導の方針」

平成5年、守口市教育委員会にて制定、平成15年改訂。在日外国人教育が適切に推進されるよう、その目的や留意事項等を示している。

※42「民族学級」

外国にルーツをもつ子どもたちを対象に、その国の言葉や歴史を学び、同じ立場の子どもたちとつながり合うことによって、民族的アイデンティティーを育み、自尊感情を形成する場である。

※43「ワールドクラス」

交流や文化学習などを通して、外国にルーツを持つすべての児童のアイデンティティー育成を目指した課外活動。

<民族学級設置校>

平成 24 年度10 校 (夜間学級を含む)平成 23 年度10 校 (夜間学級を含む)平成 22 年度10 校 (夜間学級を含む)

評価:○

▶新渡日児童生徒に対して転 入時に自立援助通訳の派遣 をスムーズに行うことがで きるよう取り組む。

民族学級の活動を学校全体の取組みとして一層推進する。また、ワールドクラスの取組みを広がるよう支援していく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

30. セクシュアル・ハラスメントの防止

≪教育·人権指導課≫

- ◇:セクシュアル・ハラスメント防止のため研修を行い、学校全体で未然防止に努めるとともに校内の相談機能をさらに高める。加えて、本市教育センター等の相談窓口を活用する。
- ◆:今年度は、セクシャル・ハラスメントに該当する事象はなく、 市教委主催の教職員に対するセクハラ防止研修を行うととも に校内研修への講師として出向くなど未然防止に取り組んだ。 また、児童生徒への相談窓口の周知のためのポスター、チラシ、 カードの作成、配付を行った。

全小中学校で、相談窓口の設置とともに、未然防止のための 校内研修が行われている。

評価: ○

▶ 新規採用教員が増加している状況で子どもの人権を守る観点から今後も教育委員会として未然防止の情報提供、研修を継続して行っていく。

31. 児童虐待への対応

≪教育・人権指導課≫

- ◇:子どもへの虐待の未然防止・早期発見に努め、関係諸機関との連携を密に図り、法に基づいた対応(※44)を行う。
- ◆:守口市児童虐待防止地域協議会と連携し、教職員対象の研修 を2回実施し、未然防止及び早期発見、対応の定着を図った。 民生委員など地域の方からの情報収集などを行い、ケース会 議などにより情報を共有し、関係諸機関との連携を図ってい る。なお、平成24年度の市内小中学校からの通告件数は29件 であり、通告後においても関係機関と連携を継続し、見守りも 含め適切に対応している。

※44「法に基づいた対応」

平成16年10月、「児童虐待の防止等に関する法律」(ここでいう「児童」とは、18歳未満をさす。)が改正され、児童虐待に関する通告の義務が拡大され、学校は「疑わしい」と思われる児童についても通告の義務がある(第6条)。

評価: ◎

▶ 児童虐待にかかる対応については、関係機関との連携も併せて、今後も継続的に事例に基づく実践的な研修をすすめていく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

32. 人権侵害事象への対応

≪教育·人権指導課≫

- ◇:教職員をはじめ、学校全体の人権感覚を高め、差別発言や落書き、体罰等の人権侵害の防止に取り組む。万が一事象が生起したときには、まず被害にあった子どもの保護・ケアに努め、教育委員会と学校園が速やかに連携を図り、機を逸することなく必要な措置を講じその解決に向けて取り組む。
- ◆:校長会において、具体的な対応手順を例示するとともに、発生した際には教育委員会と連携した取組みをすすめるよう指示徹底した。

各校では、事象が発生した際に機を逃さず適切な対応ができるよう、教職員の人権感覚の向上と、発生時の対応にかかる留意事項等についての研修を実施している。

評価: ◎

▶今後も適切な対応をとると ともに、未然防止について の研修を実施する。

【(重点項目7)道徳教育の充実】

33. 道徳教育の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:道徳教育推進教師(※45)を中心に全教職員が協力して、道徳教育の全体計画・年間指導計画を作成する。その際、発達段階に応じて指導内容を重点化し、教材の充実と指導内容及びその時期、加えて家族や地域との連携の方法等の工夫を図る。
- ◆:道徳教育推進教師のコーディネートカの向上を図るため、大阪府教育センター指導主事を講師に招聘し、小・中学校別に年2回の研修を開催した。第2回は「校内体制の確立」をテーマに行い、各校の道徳教育のすすめ方についての現状報告及び情報交流も行った。

全小中学校で、道徳教育推進教師の位置づけを明確にし、全体計画、年間指導計画を作成し、読み物教材、府の教材等(※46)文部科学省や大阪府が作成した教材の活用をすすめている。

※45「道徳教育推進教師」

「道徳教育の推進を主に担当する教師」が学習指導要領に明記され、 平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成 など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

※46「読み物教材、府の教材等」

大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「心のノート」等。

評価: 〇

▶「道徳の時間」の充実に向けた研修を実施する。 道徳教育推進教師を中心に、各校の道徳部会等を活用し、「道徳の時間」を要と

した道徳教育推進に向けた

校内体制の確立を図る。

評価及び今後の方向性

<道徳教育推進教師を対象とした研修回数>

・大阪府開催分 2回

・守口市開催分 2回

34. 「道徳の時間」における指導方法の改善

≪教育・人権指導課≫

- ◇:学校の教育活動全体で「道徳の時間」を要とした道徳教育が 推進されるよう、「道徳の時間」における魅力的な読み物教材、 府の教材等の活用、児童・生徒の心に響く指導方法の改善をす すめる。
- ◆:道徳教育推進教師を対象に、小・中学校別に年2回、大阪府教育センター指導主事の講師による研修を開催した。第1回は「授業づくり」をテーマに行い、読み物教材を活用した授業の指導案づくりを行った。

教育課程研究協議会において、中学校の全学級による授業公開 を実施した。

評価: 〇

▶「道徳の時間」の授業づく り研修を今後も継続し、授 業時数の確保とともに内容 の充実をすすめていく。

35. 我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇: 我が国や伝統・文化の理解を図るため、発達の段階に応じ各 教科等で積極的に指導がなされるよう、学習活動を工夫し指導 の充実を図る。
- ◆:小学校3・4年生の社会副読本「わたしたちの守口」において郷土の伝統・文化に関する内容の充実に基づく改訂を行った。

評価: ○

▶伝統・文化の理解を図るとと もに、発達段階に応じた内 容で「わたしたちの守口」 を活用していく。

地域人材を積極的に活用していく。

各学校にて行われている具体的な取組みを情報収集するとともに、積極的に発信していくことで、我が国や伝統・文化の理解を図るための学習の充実を図る。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

36. 体験活動の推進

《教育·人権指導課》

- ◇:豊かな人間性と社会性を育むため、その発達段階に応じ集団 宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動やボランティア活動・ 奉仕活動の充実のため創意工夫ある指導を行う。
- ◆:各校において、地域の諸機関を活用したボランティア活動や 奉仕活動が、小・中学校連携した取組み等、工夫しながら実施 されている。

評価: ○

▶体験やイベントとして行う のではなく、年間指導計画 のねらい、内容項目に関連 させ計画的に盛り込んでい く。

37. 家庭・地域社会との連携

≪教育・人権指導課≫

- ◇:道徳の時間の授業を公開するとともに、地域人材の活用等により、学校と家庭・地域が連携し道徳教育を推進する。また、家庭・地域社会と連携し、郷土の自然・文化・伝統に親しみ地域を愛する心を育てる。
- ◆:児童・生徒が郷土の文化や伝統に親しめるよう、和太鼓や伝統舞踊など、地域人材を活用した学習がすすめられている。また、道徳の時間の授業を積極的に公開していくよう指導助言を行っている。

評価: 〇

▶ 「道徳の時間」の授業内容 について充実を図るととも に、より効果的な学習を行 うために、今後もゲストテ ィーチャーとして地域人材 を有効活用していく。 ◇:推進事項 ◆

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

38. 環境教育の充実

≪教育·人権指導課≫

- ◇:環境問題について、正しい理解を深めさせる。その際、クリーンセンター発行の環境副読本(※47)や企業等と連携した出前授業を活用するなど、主体的に環境を守るための行動がとれるよう、全教育活動を通して、発達段階に応じて身近な環境や環境問題に関心をもつ態度を育成する。
- ◆:地域・企業・各種団体との連携により、幅広い環境教育をす すめるために、環境学習出前講座の実施を支援し、生物多様性 に関する学習に取り組んだ。また、クリーンセンター発行の環 境副読本や「わたしたちの守口」の活用を推進する。

教科としての取組みとともに、総合的な学習や児童会・生徒会活動等における総合的・横断的な取組みを、組織的・計画的にすすめるよう努めた。継続的な活動としては、ペットボトルキャップ回収が多く行われている。また、外部の施設や企業による出前授業や施設見学などで連携が見られた。

※47「環境副読本」

平成6年度より、小学校4年生千人に配布している「わたしたちのく らしとごみ」 評価: 〇

▶身近な地域の環境問題から、 広い視野に立った環境問題 まで幅広く取り扱ってい る。

外部組織との連携がすすんでおり、児童・生徒と社会とのつながりを意識した指導を継続していく。

児童・生徒の発達段階に応 じて計画的に指導するよう 努める。また、中学校区に おいて学習内容や取組みに ついて学校間での共有を図 る。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目8)生徒指導の充実】

39. 不登校ゼロへの取組み

《教育·人権指導課》

- ◇:早期対応による原因究明に努めるとともに、家庭・関係諸機関と連携し、小学校における不登校対応の学校体制の確立、中学校における遊び非行型不登校や問題行動の減少を図るため、「中1ギャップ」(※48)の解消を含めた、小中連携を一層強化し中学校区で密に連携を行う。
- ◆:各校からの月別報告により、不登校児童・生徒数や状況の推 移を把握するとともに、不登校における早期対応の取組みや個 に応じた対応、対策を適切に行うため、個別のケース会議の実 施や小・中学校間の情報交換による共有化を図った。

また、不登校対応において、スクールソーシャルワーカー(※49)、スクールカウンセラー(※50)、ふれあい教室、学生フレンド等との連携を推進した。

※48「中1ギャップ」

小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化にな じめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。

※49「スクールソーシャルワーカー」

社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況を把握し、ケース会議等による見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※50「スクールカウンセラー」

全中学校区に1名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

市内不登校児童生徒数の推移(30日以上の不登校)

・平成24年: 〔小学校〕 17名 〔中学校〕 130名
・平成23年: 〔小学校〕 37名 〔中学校〕 117名
・平成22年: 〔小学校〕 22名 〔中学校〕 146名

評価: ○

▶様々な要因から起こる不登校への更なる早期対応、原因究明を行っていく。また小学校・中学校・家庭・警察・サポートセンター・ををいるというでは、できなどが連携して、登校状況の改善に向け、個々に応じた対応を検討し、行っていく。

評価及び今後の方向性

40. いじめの撲滅

≪教育・人権指導課≫

- ◇:「いじめは絶対許さない」という認識に立ち、定期的なアンケート調査を実施したうえで、子どもの気持ちに寄り添った面談・聞きとりなどを行い、未然防止・早期発見に努める。また、児童会・生徒会を中心とした取組みをすすめるなど、児童・生徒の自浄力を高めるよう学校全体で取り組む。暴力行為については、人権侵害であるとともに犯罪行為であることの指導を徹底し、関係諸機関と連携して取り組む。
- ◆:守口市いじめアンケート(※51)を実施し、その集計結果をもとに、各校で状況把握・分析を行った。また、各校独自のアンケートも実施し、学年・学校全体で把握し対応している。日常の学校生活の中で、児童生徒のサインを逃さないように、いじめの定義の再確認とともに、全職員による情報共有を指導した。いじめの未然防止、早期対応のため、いじめ対応マニュアルの改訂を行い、いじめの相談体制の充実のため、カードやポスターにより周知徹底を図った。

※51「守口市いじめアンケート」

平成24年7月 市内小中学校全児童生徒を対象に実施 回収数:10,618人分 調査期間対象は平成24年度4月から 「いじめられている」と感じている児童生徒の内、調査時点で継続 している数が10%(≒1,000人※現在は改善)おり、誰にも相談していない傾向が見られた。

評価: ○

▶いじめの深刻化を防ぐため、 自浄力ある集団づくり等の 計画的な教育活動の推進、 相談体制の充実、学校・家 庭・地域が連携した体制の 確立に努める。

いじめホットラインを開設し、相談窓口の拡大を図る。

41. 生徒指導体制の充実

《教育·人権指導課》

- ◇:指導体制の改善と活性化を図り、生徒指導上の課題解決のため、スクールソーシャルワーカーや外部機関を効果的・組織的に活用し、児童・生徒及び保護者を支援する。
- ◆:指導体制の改善と活性化を図るため、スクールソーシャルワーカーを派遣し(平成24年度34回の派遣)、福祉的な視点による指導の面から、児童・生徒及び保護者の支援を図った。また校内のケース会議や研修において、校内体制や事象対応に関する指導助言を行った。

外部機関との連携を図るため、学校・警察・子ども家庭センター等との定期的な会議を開催している。

評価: ◎

▶一人ひとりの子どもを理解 し、教職員の共通理解のも と、組織的な生徒指導を行 う。また、子どもの状況に 応じ必要な外部機関と連携 し、計画的に研修やケース 会議等を実施する。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

42. 情報モラルの育成 《教育・人権指導課 | 教育センター》

- ◇:携帯電話やインターネットの利用実態の把握に努め、児童・ 生徒が情報を正しく安全に活用できるよう情報モラル教育を 推進する。また、インターネット上の様々なトラブルの未然防 止のため、児童・生徒及び保護者への啓発を行うとともに、「も りぐち携帯3か条」(※52)をもとに携帯電話の校内への持込 みを原則禁止とする。
- ◆:関係機関と連携した携帯電話ネットトラブルの研修会が実施できるよう周知するとともに、小中生徒指導担当者会議において研修を実施やICT支援員による出前授業を行った。また生徒指導月別報告に、ネットトラブルに関する項目を新たに追加して、現状把握を行った。

※52「もりぐち携帯3か条」

平成 21 年 1 月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市 P T A 協議会・守口警察署により作成

内容は、 ①学校には持って行かない! 行かさない!

- ②家庭でルールを決めましょう!
- ③フィルタリングを徹底しよう!

評価: ○

▶関係機関と連携し、教職員、 保護者向けの研修会を継続 して行う。また、保護者向 け学校便り、学年通信等で 周知を図る。

今後、携帯電話(特にスマートフォン)などによるネット上のトラブルやいじめなども含め、未然防止や対応などを行う。

43. 喫煙・薬物乱用の撲滅

≪教育·人権指導課≫

- ◇: 喫煙、シンナー等薬物乱用の問題については、小学校の段階から指導計画を策定し指導の徹底を図る。また、関係諸機関と連携し、小学校高学年及び中学校全学年で、薬物乱用防止教室を実施し未然防止と早期発見に努める。
- ◆:関係諸機関と連携した薬物乱用防止教室が実施できるよう、 学校への周知や連絡調整を行っている。

現状は、喫煙等の不良行為は減少しているものの発生している。薬物乱用等の事案はないが、未然防止を図るため、小中学校において、関係諸機関による薬物乱用防止教室を実施している。

評価: ○

▶ 全小・中学校において関係 機関と連携した薬物乱用防 止教室が実施されている。 また、校内における健康・ 体力作りの指導とも関連さ せ、小学校段階からの系統 的な指導が行えるよう、校 種間の連携を密に行う。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

44. 児童会・生徒会の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:児童・生徒の自治の力を育て、児童会・生徒会活動を活性化 し学校間の交流を図る。また、生徒会交流会を一層充実させ、 子どもたちが主体となる活動を行う。
- ◆:各校の生徒会活動の活性化とリーダー育成を目指した守口市中学校生徒会交流会を開催し、大阪府中学校生徒会サミット参加を支援している。守口市教育フォーラムにて、守口市の生徒会活動の発表の機会を設け、取組みの共有化を図った。

守口市中学校生徒会交流会の定着により、各校の生徒会活動がより一層主体的なものへと発展している。

小学校での児童会活動では、遠足や学校際など、1年から6年生までの異年齢集団の交流行事に取り組んでいる。

評価: 〇

▶ 中学校区での連携を図り、 9年間を視野に入れて児 童・生徒の主体性を育んで いく。

45. 相談体制の確立

≪教育・人権指導課≫

- ◇:相談窓口となる教職員を校務分掌に位置づけ、スクールカウンセラーや本市教育センターと連携し、校内相談体制を校務分掌に明確に示し、確立する。
- ◆:相談窓口担当者を対象とした研修を実施するとともに、校内外の相談窓口について、全児童・生徒へのカード配付やポスター掲示による周知を行った。

相談のあった際には、必要に応じて、学校・スクールカウン セラー・本市教育センターが情報共有を行い、連携して援助方 法等の検討をすすめて対応している。 評価: 〇

▶ 今後も引き続き、相談窓口 の周知と効果的な活用を行 うため体制つくりを強化し ていく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目9)キャリア教育の充実】

<u>46. キャリア教育(※54)の推進</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:キャリア教育(※53)をすすめ、望ましい職業観・勤労観及 び職業に関する知識や技能の習得を図る。その際、地域や大 学・企業等との連携を図り、児童・生徒の発達段階に合わせた 適切な指導を行う。
- ◆:中学校区で9年間をつなぐめざす子ども像の共有を行い、事前事後の学習の充実を図りながら、小学校では職場訪問や施設見学、中学校では複数日の職場体験を実施している。 キャリア教育の充実を図るため、「夢や志をはぐくむ教育」 等の大阪府作成の冊子活用をすすめている。

※53「キャリア教育」

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

評価: 〇

▶ 中学校区で推進している教育をキャリア教育に生かしながら、全体計画の作成をすすめていく。

47. 進路選択力の育成

≪教育・人権指導課≫

- ◇:児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成する。その際、進路情報の収集・提供等、生徒一人ひとりに対応したきめ細かな進路指導を行う。
- ◆:生徒一人ひとりに応じた進路選択に応じられるよう守口市進路委員会を中心に、各校情報の収集、提供、共有を図った。また、府立高校選抜の入試制度の変更に迅速に対応できるよう、府の動向等の情報提供を行っている。

評価: 〇

▶ 今後、様々な進路選択が想 定できるため、9年間を見 通し発達段階に応じた効果 的な取組みなどを推進して いく。

府立高校入試制度の変更の 制度理解及び、評価につい ての変更等、今後、学校、 保護者への周知方法などに 取り組んでいく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

48. 職場体験学習の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:地域の企業や公共施設などの理解と協力を得て、中学校においては職場体験学習等を複数日連続して実施する。その際、事前・事後の指導の充実を図る。
- ◆:事前授業等においては、企業と連携するなど、その内容の充 実を図っている。

職場体験学習の実施については、複数日の体験を実施している。

本市人事課と連携して職場体験の窓口となり、市役所への受け入れも行っている。

評価: ○

▶職場体験学習が行えるよう、 中学校区で推進していく。 小学校の職場訪問から中学 校への職場体験へと、系統 的につなげていけるように 支援していく。

命を守る

~たくましく生きる健康と体力づくり~

<目標>

子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が 指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等 から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連 携を強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめ、すべての子どもた ちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

【(重点項目 10)健康・体力づくりの充実】

49. 体力・運動能力、運動習慣の向上

≪教育・人権指導課│教育センター≫

- ◇:全国体力・運動能力、運動習慣等調査(※54)や各校で実施している新体力テスト(※55)の結果等の分析から、児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握する。その分析に基づき、体育・健康に関する指導改善プランを作成し、学校全体で授業時間以外でも外遊びの充実など、運動機会が確保できるよう計画的に改善を行う。
- ◆:各校に体力向上プランの作成・提出を依頼し、その取組みの 具体化を図るとともに、市体力・運動習慣等調査(小5・中2 対象)を実施し、経年比較による検証を行っている。

小学校では各種カードの活用とともに、マラソン・なわとび 強調期間を設定、中学校では授業内の体カトレーニングやスポ ーツ大会の開催、また、部活動の充実等により、その取組みが すすめられている。

※54「全国体力·運動能力、運動習慣等調査」

平成20年度より日本全国の小学5年生、中学2年生を対象として行

われているスポーツテスト。(平成22年度は部分実施)

- ○小学校5年生男子:握力・立ち幅跳び・上体起こし(全国平均以上)
- ○小学校5年生女子: 握力・立ち幅跳び(全国平均以上)
- ○中学校2年生男子:上体起こし(全国平均以上)
- ○中学校2年生女子:握力(全国平均以上)

※55「新体力テスト」

児童・生徒の体力・運動能力の実態把握をするために実施。

評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ すべての学校において、運動意欲向上、体力向上のため、運動月間やスポーツ行事等の取組みがすすめられている。

市体力・運動能力調査結果 及び全国体力・運動能力調 査の分析を踏まえ、市体力 向上プランを見直してい く。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

50. 体育科授業の改善

≪教育・人権指導課≫

- ◇:系統的な指導を確立し運動の楽しさや喜びに触れさせ、運動好きな子どもを育てるため授業改善を図る。また、運動量を確保し運動ができるようになるための指導を大切にした授業づくりをすすめる。その際、中学校において必修となった武道の指導を含め、体育科授業における安全指導の徹底を図る。
- ◆: すべての学校において年間指導計画を作成し、系統的な指導 がすすめられている。

児童の意欲向上を図るため、大阪府の事業を活用し、トップ アスリート等の外部人材の招聘を行っている。

中学校での柔道指導については、市研究会での実技研の開催 とともに、大阪府等の研修に参加し、安全指導の徹底を図って いる。

評価: ○

▶ 日々の授業の成果が見られる運動会・体育大会において、いきいきと一生懸命に運動に取り組む子どもの姿が見られた。

授業改善に向けた校内授業 研において、体育科(保健 体育科)が取り組まれるこ とが少ないため、一般研修 等の実施を検討する。

<u>51. フラッグフットボールの活用</u> 《教育施策推進課

- ◇:安全で運動量が多く、仲間づくりやコミュニケーション能力の向上に効果的なフラッグフットボール(※56)の授業を全小学校で実施する。また、研修等を活用し教員の指導力の向上を図る。
- ◆:フラッグフットボール協会と協力した研修の実施により、教員のフラッグフットボールの指導技術の向上のため、教育的意義や指導方法に関する教職員対象の研修を2回実施した。特に2回目の研修では、実際の授業運営方法の検討に主眼を置き、教員のスキルアップが図れた。

※56「フラッグフットボール」

アメリカンフットボールで行われる「タックル」を、プレーヤーの腰の左右につけた「フラッグ」を取ることに置き換え、敵味方の選手同士の身体的接触は原則として禁止(反則)とした、より安全で幅広い層が参加できることをめざしたフットボール。運動が得意でない子でも楽しめ、仲間づくりやコミュニケーション能力の育成にも効果があるといわれる。新小学校学習指導要領の体育科の内容として取り入れられている。

評価:○

▶ 教員を対象とした研修については、参加者数が10名程度と少なかったため、研修時期・内容等をフラッグフットボール協会と協議・検討する。

学校からの要望に基づいた 大学生による授業支援については、学校の依頼から大 学生の派遣までの流れを統 し、スキーム化する。



フラッグフットボール研修会の様子

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

52. 運動習慣の確立

≪教育•人権指導課≫

- ◇:学校や家庭・地域が連携し運動に親しむ機会を増やす。マラ ソンやなわとび等の各種カードを活用するなど、意欲を高める 環境づくりをすすめる。
- ◆:青少年育成指導員会を中心に地域と連携し、各スポーツ大会 への参加及び大会参加に向けた練習等、運動機会の確保に取り 組んでいる。

すべての小学校において各種カードの活用がすすんでおり、 すべての中学校において授業中に体力を高めるためのトレー ニングが実施されている。 評価: ○

▶ 守口市教育研究会体育部会 と連携しながら、運動習慣 の確立を目指した実践や各 種カード等の成果物等の共 有を図る。

53. 部活動の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:中学校における部活動は明確な目標を定め、自主性の伸長を 高める。他校との合同練習・合同チームでの公式戦参加や、小 学生の体験活動等、小・中学校での連携した活動を工夫する。 また、社会人等指導者人材バンク(※57)等による外部指導者 の協力を得るなど、学校の状況に応じて、生徒の要望に配慮し た部活動の活性化を図る。
- ◆:小学校6年生の部活動体験の実施、入学後の体験入部などの 取組みにより、スムーズな部活動のスタートや中1ギャップの 解消につながっている。

学校の実態に即し、複数顧問制、社会人等指導者人材バンク 等の外部指導者や保護者の協力がなどにより、部活動の充実や 活性化が図られている。

※57「社会人等指導者人材バンク」

守口市立小・中学校及び幼稚園で授業や部活動等の補助として、優れた知識・技能を有する社会人等を活用する事業。

現在、約600名が登録。

評価: 〇

▶引き続き、学校の実情に応じた部活動のあり方などについて検討する。人材バンクやボランティアなどの外部指導者の確保に努める。

評価及び今後の方向性

54. 食育の推進

≪教育・人権指導課≫

- ◇:食に関する指導は、全体計画に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に取り組む。その際、栄養教諭等の活用を積極的に図る。また、学校園と家庭・地域とが連携し幼児期からの食に対する関心・理解を深め、健全な食習慣を育成する。特に学力や体力、運動能力に影響する朝ごはんの摂取の重要性については、さまざまな機会をとらえ子どもに伝えるとともに家庭に働きかける。
- ◆:学力を伸ばす、心を育てる、命を守ることの基礎として食育をとらえ、幼児期からの継続的な食に関する指導を行っている。野菜の栽培・収穫、食事のマナー、衛生、栄養、地域の産物や食文化などを、さまざまな側面から食育をとらえ、発達や時期に応じて指導している。

食に関する指導の全体計画が作成されている。子ども自らが 食の大切さを知り食生活を守ることができるよう、給食だより や学校だよりなどで積極的に情報を伝えている。栄養教諭が、 校区の他の学校あるいは近隣校区(庭窪中学校区)の学校でも 指導する取組みがすすんでいる。

また、錦中学校区では事前に小学校栄養教諭による献立作成を考える出前授業を中学校で行い、意欲的な調理実習につながった。その調理実習をもとに「自分たちで考えて作った献立」と題しICT機器を活用した家庭科の公開授業を行ったことは、小中連携の取組みとしても成果があった。

評価: ○

▶「早寝・早起き・朝ごはん」 など規則正しい生活習慣の 確立とともに、食の大切さ を家庭にも呼びかけてい く。

「食に関する指導の全体計画」に加えて「食に関する 指導の年間指導計画(各学年)」についても策定をすすめ、教科学習との関連付け も意識した食育をすすめる。

分掌等の見直しをするなど して、各校での食育推進体 制を整えていく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

55. 感染症への対応

≪学校教育課≫

- ◇:インフルエンザ様疾患(※58)やノロウィルス等の感染症を 防ぐために、感染予防の指導の徹底や環境の整備を図る。また、 感染者が発生したときは、関係機関と連携を図り感染拡大を防 ぐため、適切に対応する。
- ◆:平成24年度、インフルエンザやノロウィルス等の感染症の拡大に注意するとともに、感染予防に向けて、適宜各校園へ注意 喚起を図った。

※58「インフルエンザ様疾患」

38 度以上の熱があり、鼻水。鼻づまり・のどの痛み・咳などの症状がある場合をいう。

評価: ○

▶今後、インフルエンザやノロウィルス等の感染症が流行した時、関係諸機関と連携を図り、適切に対応できる体制の確保に努める。

また、一層の普及啓発に努める。

56. 食品衛生管理等の徹底

≪教育・人権指導課≫

- ◇:小学校給食や中学校食堂等及び学校行事等においては、食中 毒等を防止するため、食品の衛生及び安全管理体制を徹底し、 教職員をはじめ関係諸機関との連携を図り適切に対応する。また、除去食を含めたアレルギー対応についても適切に対応する。。
- ◆:関係者への衛生管理、マニュアルの徹底を指示するとともに、 除去する食品等を情報提供として連絡する。また、食中毒多発 時期の講習会や細菌検査を実施している。

異物混入等のいついては、未然防止のため、適切に業者への 指示をするとともに、学校現場へも試食や目視などを丁寧に行 うようチェック体制の徹底に努めている。

食物アレルギー対応について、今後とも給食に関する適切な 除去食対応に努める。また、アナフィラキシー等の対応に関す る研修を3月7日に実施した。

<異物混入の件数>

平成 24 年度 16 件

平成 23 年度 16 件

平成 22 年度 14 件

評価: ○

▶ 今後も、危機管理意識を高めていく取組みをすすめていく。また、食物アレルギー対応に関するガイドラインの策定に取り組んでいく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目11)安全・安心な環境づくりの推進】

57. 安全教育の充実

≪教育·人権指導課≫

- ◇:子どものあらゆる活動場面を想定した避難訓練や交通安全教室等の実践的訓練を実施し、子どもが日常生活全般におけるさまざまな危機や危険等に対応できる能力を育む安全教育を充実する。
- ◆:全学校園において、避難訓練の改善をすすめている。すべて の学校生活時を想定し授業中にとらわれずに避難訓練を行う 計画をすすめている。

事前事後の学習を含め、計画的に年間を通して避難訓練を実施している。また、交通安全教室を実施するなど交通安全についても指導の継続を図っている。

58. 防災教育の推進

≪教育・人権指導課≫

- ◇:災害における子どもの安全の確保が図られるよう、学校園に おける防災体制を確立する。また、教職員向け防災教育研修の 実施などを通して、自ら身を守る力を育むとともに、人を思い やり行動できる力を育めるよう防災教育を推進する。
- ◆:自然災害への理解、避難方法、生命を大切にする心の育成など、発達段階に応じた防災教育の指導計画の作成を行うとともに、安全教育の専門家による模範授業を行い、全小・中学校の学校安全担当者が参加した。

評価: 〇

▶学校生活全般を基本に、さま ざまな危機や危険等に対応 できる力を引き続き育て いく。様々な活動場面(校 内、校外)での危機や危険 に対応できる能力を育む安 全教育をすすめていく。不 審者対応訓練の研修実施を 検討する。幼と小合同の避 難訓練を検討する。

評価: 〇

▶防災マニュアルの徹底及び 日常的な見直しを行ってい く。

教職員への研修などを行い、教職員が様々な危機から子どもたちを守る力、あるいは子どもたちが自分を守る力をつけられるようにする。

教育委員会独自の防災マニュアルの策定を検討する。

評価及び今後の方向性

59. 危機管理マニュアルの徹底 《教育・人権指導課》

- ◇:日常的に教職員の危機意識を高めるとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、危機や災害等に適切に対応する。また、マニュアルにそったAED(自動体外式除細動器)(※59)の使い方を含む訓練や研修を実施するとともに、児童・生徒への指導を行う。
- ◆:あらゆる活動場所を想定した避難方法や避難経路、また、発生時の対応など、学校防災マニュアルを作成した。

緊急時に適切な対応ができるよう、消防署員によるAEDの 使用方法を含めた救急救命講習を実施した。

全小・中学校において、発達段階に応じたAEDにかかる指導が実施されている。

※59「AED(自動体外式除細動器)」

平成19年度に、市内全幼稚園、小・中学校に配置。

評価: ○

▶ 今後も引き続き救命法の講習及び各校の研修等を続けていく。

危機管理マニュアルにそった、教職員の定期的な研修、 訓練を行っていく。

<u>60. 学校危機管理体制の確立</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:教育活動・施設全般における安全点検を定期的かつ継続的に行う。「見守り隊」や「声かけ隊」等の協力を得て登下校の安全確保を行い、交通事故や不審者による被害から子どもを守る。また、警備員と連携し外部からの不審者の侵入を防ぐ等学校内の安全確保に努める。
- ◆:「見守り隊」や「声かけ隊」等の協力を得た登下校の安全確保に継続して取り組んだ。

学校・PTA・地域・警察等による防犯パトロールを実施するとともに、道路交通対策課、守口警察と連携し、通学路の一斉点検を実施した。

評価: ○

▶学校、保護者だけでなく地域 の協力を得て、児童生徒の 安全確保をするため、パト ロール等を含め引き続き実 施していく。

不審者対応の研修会などを実施する。

正門のオートロック化に伴う、校内安全管理の見直し を行う。

<基本方針4>

学校力を高める

~明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上~

, <目標>

学校園が保護者や地域に信頼され、家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、各学校園で実施する学校公開、学校教育評価、学校評議員の設置等を通して、保護者をはじめとして地域住民の意見を広く求め、学校経営に反映します。また、個に応じた学習指導、生徒指導、キャリア教育の充実のため、中学校区における幼・小・中学校間の連携を一層強化するとともに、連携を深化させた小中一貫教育の導入に向けた取組みもすすめます。とりわけ校園長は、社会の進展に対応した教育に機敏に対応し、中学校区で連携した研究・実践の取組みをすすめるとともに、教職員の資質向上を図り、学校力を高めます。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

【(重点項目 12)学校経営の改善】

61. 校園長の指導力、リーダーシップの発揮

《教育·人権指導課 | 学校教育課 ≫

- ◇:校園長は、指導力、リーダーシップを最大限に発揮し、全教職員によるチーム力と創意工夫を生かした様々な事業・施策を活用するなど学校経営を活性化し、学校教育の充実を図る。
- ◆:大阪府学カテストの結果を基に、2回のR-PDCAサイクルを実施して、学力向上に努めている。

中学校区において、合同校内研修会の開催等、小中連携を推 進している。

学校訪問を含む年3回の校長人事ヒアリングを実施し、校長の学校経営方針の具現化に向けた人事配置を行っている。

大阪府の学力調査の結果や今後の取組みを学校だよりを活用 し、地域保護者に周知している。

学力向上推進教員を中心とした、学力向上へ向けた校内体制の充実が図られている。

評価及び今後の方向性

評価: 〇

▶各小中学校が、学校状況を情報発信することにより、学校・家庭・地域の連携を更に図る。

「守口市学力向上プラン」に 沿った学校としてのプラン を作成し取組みをすすめる ことで、学力の向上を更に 推進する。

具体的な事象対応など、マネジメントに関する研修の 実施を検討する。

評価及び今後の方向性

62. 事象への迅速・的確な対応 《教育・人権指導課》

- ◇:人権侵害・生徒指導等の事象が生起した時は、初期対応として迅速・的確な事実確認や状況把握など対応に適切に取り組む。その際、児童・生徒の心のケアについて十分な配慮をしつつ、安全・安心な学校生活ができるよう児童・生徒、保護者への理解と協力を得て、一体となって信頼回復に努める。加えて、同時に学校園は、教育委員会への報告・連絡及び相談を緊密にすすめ、早期解決を図る。
- ◆:小生指研、中生指研、小中生指研、協助員会等の研修会において、事例検討、意見交流を行った。

学校訪問を行い、連絡体制や指導体制について指導助言を行った。

校内体制の確立に向け、スクールソーシャルワーカーの派遣 を行った。 評価: 〇

▶問題行動の意識、共通理解、 情報共有等の各学年、各校 の徹底を図る。

管理職のみでの生徒指導対応には限界があり、全教職員で取り組む体制づくりを検討する。

<u>63. 学校自己診断(※60)の充実</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:学校自己診断を充実・発展させ、学校教育評価を導入し教育活動の改善をすすめる。その結果を広く公表することで家庭や地域の協力を得るなど、学校力の向上につなげる。
- ◆:学校評価について、校園長会で整理・確認し、学校運営の状況を把握するため報告書の提出を指示している。

すべての学校で学校自己評価が実施され、学力向上や児童生徒の生活状況の改善等をはじめ教育活動の改善がすすんでいる。また、学校評議員(※61)についてもほぼすべての学校に設置され、学校運営の改善に活かされている。

評価: ○

▶ 学校評議員の設置はほぼ全校に広がった。

保護者・児童生徒を対象と するアンケートも含め、学 校教育評価の取組みについ ては定着してきた。

R-PDCAサイクルの一環とした取組みとなるよう学校教育評価の質的向上に向け、効果的な取組みの周知等をすすめる。

※60「学校自己診断」

学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが、診断基準に基づいて、学校教育計画の達成状況を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

※61「学校評議員」

学校長の推薦を踏まえ、教育委員会が委嘱している。

64. 首席(※62)・指導教諭(※63)等の活用

≪学校教育課≫

- ◇:首席・指導教諭・指導養護教諭・指導栄養教諭を十分活用しながら、校務分掌等の改善など、より組織的な学校経営をすすめる。その際、学校の核となるミドルリーダーの育成に努める。
- ◆: 平成 24 年度新たに配置したのは、首席 3名(小1、中2)、 指導教諭 1名(中1)、指導栄養教諭 1名(小1)で、現在は、 首席 14名(小5・中9)、指導教諭 15名(小8・中7)指導 養護教諭 1名、指導栄養教諭 1名の合計 17名となっている。 首席・指導教諭の活用状況は、ヒアリングや調査で把握する

首席・指導教諭の活用状況は、ヒアリングや調査で把握するとともに、校長会等を通じて人材確保を働きかけた。

首席が校務全般にわたり教頭を補佐していた。また、指導教諭が、教員の指導力・授業力の向上や、経験年数の少ない教員の育成に努めた。

首席連絡会をもち、小中連携推進の要として全教職員を巻き 込んだ学校体制づくりに取り組んでいる中学校区もある。

また、指導教諭が、各校のケース会議や支援教育研修会等の講師を務めたり、巡回相談を行っていた。

評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ 中学校の首席は、平成24 年度から全9校の配置となった。

小学校の首席は、18 校中5 校に留まっている。

候補者となる35歳以上の 教員が少ないことが首席確 保の課題となっている。

今後人材を発掘し小学校に おいても配置校を増やして いく。

評価及び今後の方向性

65. 学校情報の発信

≪教育センター≫

- ◇:保護者・地域に信頼される学校づくりをすすめるため、定期的な学校ホームページの更新や学校便り・中学校区フォーラム(※64)などを活用し、学校経営のビジョンや特色ある学校の取組みなど、さまざまな学校情報を積極的に発信する。
- ◆:積極的な学校情報の発信の働きかけに努めた。 全校で学校便り、学校ホームページ等を活用した学校情報の 発信が行われている

※64「中学校区フォーラム」

各中学校区での課題の共有や取組みの共有を図るため、中学校区単位 でのフォーラム。 評価: 〇

▶ 各校で学校便りの発行や学校ホームページ、スクールガイド等を通して学校情報の発信がすすめられている。

今後も、発行回数や更新時期等、学校情報の積極的な 発信に努める。

<u>66. 小中一貫教育への推進</u> 《教育・人権指導課》

- ◇:小中学校の連携事業を発展させた小中一貫教育の導入に向けた取組みをすすめる。小中一貫教育の意義・ねらい等に関する研修を進め、共通理解を図るとともに、各中学校区の連携の目的となるめざす子ども像を明確化し、子どもの発達段階を考慮した9年間の学びをつなぐ指導の研究をすすめる。また、児童・生徒の交流や「小中学校間いきいきスクール」(※65)の活用もすすめる。
- ◆:市教委事務局担当者より各校(中学校区)において小中一貫 教育の趣旨についての説明を実施するとともに、教育フォーラム(※66)では、学校・PTA・地域への周知を行った。 各中学校区が一貫教育の取組みをすすめる際の参考となる

各中字校区が一貫教育の取組みをすずめる際の参考となるよう、事務局職員、学校代表管理職及び教職員代表、学識経験者を構成員とした小中一貫教育検討委員会を設置し、小中一貫教育推進計画案を検討した。

各中学校区で、教職員の連携、児童生徒の連携、家庭・地域との連携を柱とする特色ある小中連携の取組みをすすめた。 その中で、めざす子ども像の検討(梶中・錦中校区)や合同授業研究会、小6の中学校授業・部活動体験、中学校区フォーラム等の取組みがすすめられている。

※65「小中学校間いきいきスクール」

小学校籍の教諭が中学校で、また、中学校籍の教諭が小学校で授業を 行う等、小中の連携をすすめる取組み。

※66「教育フォーラム」

平成 20 年度から、年1回教育課題解決に向けた教育施策や学校や地域の取組みを報告・発表し、広く市民への発信の場として、教育委員会が主催し、開催している。

評価: ○

▶ 小中連携推進事業及び、フォーラムや説明会の成果として、各中学校区に9年間の学びをつなぐ必要性について理解が広がり、中学校区の合同研修や合同授業研究会などが実施されている。

小中連携の取組みをさらに 深め、一貫教育へつないで いくため、平成24年度末に 作成した「小中一貫教育推 進のてびき」をもとに各中 学校区でめざす子ども像の 策定及び中学校区の推進体 制を構築していけるよう支 援する。

評価及び今後の方向性

67. 学校事務共同実施の充実

≪教育・人権指導課≫

- ◇:全中学校区での学校事務共同実施(※67)を充実させるため、「学校事務支援センター」(※68)を核として、学校事務の効率化を図る。また、事務職員が学校運営に参画することにより、教員の事務の軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間の確保にも努める。
- ◆:全中学校ブロックで、「事務の共同実施」を実施し、ブロック長会議を開催するなど、取組みの交流等を行った。

学校からの相談に、適宜対応し、事務センターが、相談役と しての機能を発揮している。

学校統合準備の際にも備品管理等色々な面で参画している。 学校事務支援センターのリーフレットを作成した。

各中学校区における、事務共同実施の成果の情報共有を更に すすめている。

校長会や教頭会で、事務支援センターや共同実施についての 説明を行い周知した。

※67「学校事務共同実施」

守口市立小中学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。基本は中学校校区(ブロック)とする。

※68「学校事務支援センター」

各ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向 上のための研修を計画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う(第一中学校内に設置)。

<u>68. 国旗・国歌の指導の徹底</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:学習指導要領に則り入学式や卒業式などの行事においては、 教育公務員としての責務を自覚し、国旗掲揚・国歌斉唱を適切 に行う。また、国旗を掲揚するとともに、国歌の指導において も、どの学年においても児童・生徒が歌えるように指導すると ともに、校長は、各学年の指導状況の把握に努める。
- ◆:入学式や卒業式においては、事前指導を含め、国旗の掲揚、 国歌の斉唱は適切に実施されている。

評価: 〇

▶ 学校事務支援センターを中心として、各中学校区における事務の共同実施を更にすすめ、教員の子どもと向き合う時間の確保に更に努める。

評価: ○

▶ 小学校の新学習指導要領では、「歌えるようにすること」とあることから、今後とも国歌の指導時期を把握し、児童生徒が入学式や卒業式で歌えるよう指導の継続を図る。

評価及び今後の方向性

69. 中学校夜間学級(※69)の充実
《教育・人権指導課》

- ◇:中学校夜間学級については、大阪府や関係市との協力・連携をすすめ、中学校の教育課程編成のもと、社会的に必要な学力の確保と進路の指導と支援を行う。
- ◆:国や大阪府及び生徒在住市との協力連携をすすめ、在籍生徒 の学力保障、進路支援に取り組んだ。

中国籍を含め5カ国の外国籍生徒が多数在籍していることから、日本語指導も含め、生徒のニーズに応じた少人数指導等の工夫を行っている。

※69「中学校夜間学級」

義務教育の年齢(満15歳)を超えており、中学校を卒業していない 人で入学を希望する人に、夜間に中学校教育を行うことを目的とする。 本市では守口市立第三中学校に設置。

(全国で35校、大阪府では11校設置)

評価: 〇

▶ 今後も取組みへの支援を継続的に行っていく。

<u>70. 指導と評価の一体化</u> 《教育·人権指導課》

- ◇:指導と評価を一体化した教育活動に取り組み、目標に準拠した評価(観点別評価等)を適切に行う。その際、児童・生徒の達成状況や成長の様子が、児童・生徒、保護者に十分に伝わるよう通知表の改善を図る。
- ◆:校長会において、指導と評価の在り方について説明を行うとともに、各校の通知表担当者が情報交換を行う会議に参加し、適切な指導及び評価が行われるよう指導助言を行った。

すべての学校において、適切に観点別による絶対評価が実施 されている。 評価: 〇

▶今後、高等学校入学者選抜の 調査書の評価が相対評価から絶対評価となるため、特に中学校における評価について、連絡会等を実施し、情報交換を行い、評価規準及び評価方法の充実を図る。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目 13) 教職員の資質向上・研修の充実】

71. 法令の遵守

≪学校教育課≫

- ◇:校園長は、平素からすべての教職員の職務実態等を把握する とともに、法令等の遵守を徹底し、教育公務員としてふさわし い行動をとるよう指導する。特に、ハラスメントや体罰・飲酒 運転等が生じることのないよう指導の徹底に努める。
- ◆:「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改 訂版)」を活用し、再発防止の内容も含めた服務の校内研修を 各校が実施した。

校長会等において、不祥事防止に向け、他市で発生した具体 事例を紹介するなど、指導の徹底を図るとともに、課長、指導 主事が依頼のあった学校で出前研修を行い、未然防止に努め た。平成24年度に処分事案は起こらなかった。

教職員の出勤簿や休暇届表の点検は、平成24年度で4年目となるが、休暇の取得や諸帳簿の適正処理について指導した。

評価: 〇

▶「不祥事予防に向けて 自 己点検《チェックリスト・ 例》(改訂版)」活用した校 内研修を今後とも繰り返し 実施していくよう指導して いく。また、研修の指導助 言や資料の提供など法令遵 守の取組みの支援を続けて いく。

72. 体罰禁止の徹底

≪教育・人権指導課≫

- ◇:子どもの体、心を傷つける行為である体罰は人権の侵害であり、あらゆる教育活動においてこれを行わないよう定期的な校内研修及び校内体制の点検・改善を実施し、体罰に頼らない生徒指導体制を構築する。
- ◆:体罰を行わない生徒指導を行うために、年数回、事例などを 用い校内研修等を行い、人権意識を向上させ、教員個々の力に 頼らない生徒指導体制を構築させている。

全小・中学校において、体罰の実態調査アンケートを実施した。

評価: 〇

▶ 問題行動の対応だけでな く、日常の学校生活の取組 みが大切であることを念頭 に置きながら、引き続き、 体罰防止の徹底を図ってい く。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

73. 指導が不適切な教職員等(※70) への対応

≪学校教育課≫

- ◇:教職員一人ひとりが意識を改革し、新たな教育課題に対応できるよう日々の研鑚と修養に努める。また、指導が不適切な教職員等を生み出さない環境づくりに努めるとともに、指導力に課題のある教員については、教育委員会と連携し適切に支援及び指導する。
- ◆:平成24年度、5月に「指導が不適切と思われる教職員等」について各校への調査を実施するとともに、人事ヒアリング等での校長からの聞き取りや学校訪問での授業参観等を通じて把握に努めた。

※70「指導が不適切な教職員等」

知識、技術、指導方法その他教職員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教職員等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者。

評価: 〇

▶ 指導が不適切な教職員と認 定される者はいなかった。 今後も、学校教育課が、教 育センターや教育・人権指 導課と十分連携し、指導力 に課題のある教職員の把握 に努めるとともに、指導が 不適切と思われる教職員が ある場合は、研修を行うな ど、適切に対応していく。

74. 評価・育成システムの活用 《学校教育課》

- ◇:「教職員の評価・育成システム」(※71)を活用し、より教職員の意欲・資質向上と教育活動の充実、組織の活性化を一体的に図る。
- ◆:すべての対象教職員が、自己申告票を指定日までに提出しており、校長からのヒアリングや調査から、各校において適切にシステムが実施されていた。

校長会等で研修を行い、適切な活用ができるよう指導した。

※71「教職員の評価・育成システム」

教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、すべての教職員を対象に平成17年度から大阪府教育委員会が実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。

評価: 〇

▶ 各校において適切にシステムが実施されている。今後も、本システムの目的が達成できるように事例演習を行うなど、研修の充実に努める。

また、一部制度改正される ことから、その趣旨を踏ま え、各校にその内容を十分 説明し、周知に努めていく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

75. 個人情報の保護

《教育·人権指導課》

- ◇:個人情報の保護の観点から、情報管理システムの状況を点検 するとともに、定期的な研修を実施し、学校園内外での情報管 理システムの運用を徹底する。
- ◆:個人情報の保護のため、4月の校長会において、各校における個人情報管理システムの確立や定期的な校内研修の実施について指導した。また、校内研修への指導主事の派遣を行った。 各校において校内研修の実施、職員会議での指示伝達が行われている。また、複数回周知を行っている学校もある。

評価: 〇

▶今後継続的に個人情報の管理について適正な管理を継続して指導する。

76. 教職員研修の充実

≪教育センター≫

- ◇:9年間の学びを見通した「指導力向上研修」や「学校ICT 活用研修」をはじめとする様々な研修に積極的に参加する体制 を整え、教職員の実践的指導力の向上をめざす。また、本市教 育センターにおいて収集した指導案や教材等の活用を図る。
- ◆:授業づくり研修、教育相談研修、ICT活用研修等を実施して、教職員の実践的指導力の向上を図った。また、ミドルリーダー研修(福井市学校視察など計3回)、2年目教員研修、講師研修、スキルアップセミナー等を実施して、教職経験年数に応じた教職員の指導力向上を図った。

評価: ◎

► 研修参加人数は年々増加している。教職員の積極的な参加により、実践的指導力の向上を推進することができた。

今後も今日的な課題に応じた研修を実施する。また、 指導案やデジタルコンテン ツの収集を行い、教育セン ターホームページの内容の 充実を図る。

<研修実施回数>

	守口市	大阪府
一般研修	31 回	77 回
初任者研修	8回	21 回
10 年経験者研修	2回	13 回

<研修受講者数>

一般研修	市研修	府研修
	1,043人	245 人

<市研修受講者数 経年比較>

一般研修	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度
	411 人	766 人	1,043 人

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目14)多様な人材の活用】

<u>77. 学校支援地域本部の充実</u> ≪教育・人権指導課≫

- ◇:地域の人材など学校支援ボランティアの協力により、学校の ニーズに合った支援を得ることで子どもたちの生きる力を育 み、学校の活性化を図る。また、学校支援コーディネーター(※ 72)と積極的に連携を図り、さまざまな分野でのボランティア を確保し教育活動の充実につなげる。
- ◆:各中学校区では、地域の状況に応じ、さまざまな分野で学校 支援ボランティアによる支援を受けている。

また、大阪府主催のコーディネーター研修には積極的に参加 し、梶中学校区が活動報告を行った。併せて、各中学校区開催 のフォーラムでも学校支援コーディネーターの方々が積極的 に活動している。

※72「学校支援コーディネーター」 学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整役。 評価: ○

▶ 学校のニーズに十分なボランティア人材の確保に努めていく。

また、学校支援コーディネーターと連携し、互いの中学校区での取組みを共有しながら学校の活性化に努める。

評価及び今後の方向性

78. 大学・スポーツ団体等との連携 《教育施策推進課》

- ◇:個に応じた学習の支援や環境教育キャリア教育等社会に進展に対応した教育を推進するため、企業や大学・スポーツ団体等と連携した教育活動を展開する。協定締結大学の学生インターンシップ(※73)の活用や大学生ボランティア等外部人材を確保し、活用に努める。
- ◆:企業・大学・スポーツ団体等と連携(※74) し、各種出前授業等の授業支援をすすめるため、企業・大学・スポーツ団体等と学校との調整に努めた。

企業との連携では、キャリア教育(職場体験)の授業支援を、 3校で実施した。また、各企業の出前授業についての紹介も行った。

大学との連携では、学校インターンシップの募集に対し、13 学校園が希望し、学生とのマッチングの結果、4学校園で受け 入れた。また、各大学でのイベント等を学校園に紹介した。新 たな連携先として、京都産業大学と協定を締結した。

スポーツ団体との連携では、フラッグフットボールの教員研修を2回実施した。

市民団体との連携では、出前授業(琴)を1校実施した。

※73「学生インターンシップ」

教職課程を履修している大学生を中心に、学校園での教職業務全般 を一定期間経験する制度。

※74「企業・大学・スポーツ団体等と連携」

大学・市民団体・地元企業・スポーツ団体と連携し、出前授業等の学習支援を小学校のべ24校で実施。

<協定締結10大学(締結順)>

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部、関西外国語大学、

大阪信愛女学院短期大学、 大阪工業大学、

京都女子大学・京都女子大学短期大学部、関西大学、

同志社女子大学、 立命館大学、 大阪教育大学、京都産業大学

評価: ○

▶ 企業との連携、スポーツ団体との連携にあたっては、次年度も授業支援の活用に努める。

大学との連携にあたって は、各学校園が必要として いる支援の把握に努め、包 括協定を締結している大学 との連携内容を増やし、連 携関係を強化する。



京都産業大学との協定締結式の様子



八雲東小学校での琴の出前授業の様子

≪学校教育分野に係る学識経験者の意見・助言≫

- ・小中学校合同での授業研究は指導案を作成するなどの深まりがないと小中学校間で議論にならない可能性がある。しかし、守口市は「9年間で学びをつなぐ授業改善」として「目当て」「共有」「ふりかえり」というキーワードで授業を組み立てるように明確に働きかけているようなので、小中学校合同で議論ができるような深まり方が可能となると思う。
- ・習熟度別指導は、子ども同士の人間関係に亀裂が生じないように、優越感と劣等感を感じさせないようにするなどの事前の指導があって初めて本来の力を発揮する。若い教師が増えている中で形だけで習熟度別指導を行ってしまうことが危惧されるので、どれだけきめ細かく学級指導ができるか、どのクラスに入ってもその子どもが良かったと思えるような、そういう前提の指導がとても重要である。
- ・研究授業の際には評価者が共通の物差しで視点を統一させなければ、その後の研究討議の深まりが薄くなってしまう。その点で評価シートを軸に議論ができるということは素晴らしいので、ぜひ深めていってもらいたいと思う。
- ・ICT教育はおそらく府内でも最先端を走っているということで、それが調査結果の数字にも歴然と表れている。今のところ考え得る最良の方法で進んでいるように思われ、評価ができる。
- ・それぞれの子どものニーズに合った学習教材の準備や家庭での学習の場をどう作ればいいかを保護者と考えることは個別の対応になるが、教師はそれぞれいろいろ工夫していると思う。しかし、各教師が他の教師の優れた実践を自分で調べることは難しいので、市教委が事例を集めて紹介することで、教師間での広がりも見られるようになると思われる。

社会教育の目標

文化・スポーツの振興と 生涯学ぶことのできる地域社会づくり

<基本方針1>

生涯学べる社会をつくる

~文化・スポーツを通した、生きがいのある地域社会の実現~

<目標>

少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

【(重点項目1)生涯学習の推進】

1. 生涯学習の充実

≪生涯学習課≫

- ◇:生涯学習推進計画(※75)に基づき、市民の生涯学習活動支援 する施策を展開するため、生涯学習情報センター等の社会教育 施設で文化活動をはじめ、多彩な学習機会を提供する。
- ◆:平成23年3月に「第5次守口市総合基本計画」が策定され、 その計画に基づき、市民の自立した生涯学習活動を支援してい くため、生涯学習推進や体制の充実を図り、生涯学習社会の実 現を目的とし、平成24年度から平成32年度までの9年間を目 標年次として、当委員会が中心となり、「第2次守口市生涯学 習推進計画」を策定した。

※75「生涯学習推進計画」

守口市総合基本計画に沿ったもので、市民一人ひとりが学びを通して 自己を高め、学びの成果で地域が生かされ、地域づくりにつながる市民 を主体とした生涯学習社会の実現のための計画。

評価及び今後の方向性

評価: 〇

▶「第2次守口市生涯学習推進計画」に基づき、市民の自立した生涯学習活動を支援するなど、生涯学習の推進に努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

2. 講座・教室の開設

≪生涯学習課│公民館≫

- ◇:公民館・生涯学習情報センター等の社会教育施設において、各 年代に応じた多彩な講座・教室を開催する。
- ◆:生涯学習情報センター、文化センターにおいて自主事業として芸術文化鑑賞事業の提供を行っているところである。市民ニーズをふまえながら講座・教室を開催しているが、内容によっては、参加人数に幅があった。

〈公民館 参加人数〉

· 公民館主催講座

 平成 24 年度
 112 講座
 3,969 名

 平成 23 年度
 124 講座
 3,883 名

 平成 22 年度
 94 講座
 2,945 名

· 活動推進委員会企画講座

 平成 24 年度
 144 講座
 4,081 名

 平成 23 年度
 140 講座
 4,041 名

 平成 22 年度
 138 講座
 4,021 名

<生涯学習情報センター及び文化センター 参加人数>

•講座、教室等

 平成 24 年度
 14 講座
 411 名

 平成 23 年度
 14 講座
 448 名

 平成 22 年度
 14 講座
 784 名

• 文化教室等

 平成 24 年度
 4 教室
 4,092 名

 平成 23 年度
 5 教室
 3,987 名

 平成 22 年度
 4 教室
 3,841 名

評価: ○

▶ 生涯学習情報センターや文 化センターにおいて開催す る講座等は、指定管理者の 自主事業として実施される ため、大幅な増強は事業経 費の面で限界がある。その ため、他課(市人権室など) との共催事業を推進する 等、実施方法についてさら に研究する。

公民館の講座参加者は、募 集定員に対して、約88%の 参加があり、一定市民ニー ズにこたえられた。

今後も市民の学習ニーズに 沿った企画に努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

3. 大学との連携

≪生涯学習課≫

◇:多様化・高度化する学習ニーズに応じた生涯学習の場として、 大学との連携を図り、講座・教室を開催する。

◆:大学と連携した市民向けの講座を開催することができた。 〔大阪国際大学:「もりぐち e セミナー」(※76)、現代南画 美術館でのギャラリートーク、関西医科大学加多乃会:出前医 学講座〕

※76「もりぐちeセミナー」

e は equality (平等) ・empowerment (能力強化) ・even (対等) の 頭文字。人権室・ムーブ 21・大阪国際大学が共催で開催する男女共同 参画講座。

〈参加人数〉

・「e セミナー」 《大阪国際大学》

平成 24 年度 98 名

平成 23 年度 90 名

平成 22 年度 102 名

· 「市民大学」 《関西大学》

平成 24 年度 66 名

平成 23 年度 38 名

平成 22 年度 51 名

· 「筝曲教室」 《大阪音楽大学》

平成 24 年度 398 名

平成 23 年度 473 名

<u>平成 22 年度</u> 516 名

評価: 〇

▶ 市民の学習ニーズに沿った 学習メニューを探るととも に、より広範に大学との連 携を探っていく。

4. 学習情報の提供

≪生涯学習課≫

- ◇:生涯学習情報センターと公民館等のネットワークを活用し、学習情報の収集・提供機能を充実する。
- ◆:生涯学習情報センターが中心となり、文化センターや各公民館をネットワーク化し、図書情報や生涯学習情報(指導者・サークルなど)の提供に努めている。

市民が自宅からネット回線を用いて、図書情報や学習情報を閲覧できる状況には至っていない。一部補完として、「人材・指導者及び団体・サークル情報」冊子を作成し、各施設窓口に配置しているが、市民の生涯学習のニーズを踏まえて作成する必要がある。

評価: △

▶ ネットワークでの図書情報・学習情報の提供機能のさらなる充実に努める。「人材・指導者及び団体・サークル情報」冊子の内容充実にも努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

5. 生涯学習援助基金活動助成金制度(※77)の活用

≪生涯学習課≫

- ◇:この助成制度の積極的なPRに努め、市民の自発的な生涯学習 活動を推進する。
- ◆:団体や市民の生涯学習意識の高揚、活動の推進に対する助成を 目的に、「生涯学習援助基金活動助成制度」を実施している。 24年度は、4件の申請があり、すべてに交付した。

※77「生涯学習援助基金活動助成制度」

事業の実施により、他の団体や市民の生涯学習の意識を高め、生涯学 習活動の推進が期待できる事業や活動に対して助成金を交付する制度。

<生涯学習援助基金活動助成制度の活用状況>

<u>平成24年度</u> 申請4件、交付4件 310,760円

<u>平成23年度</u> 申請4件、交付4件 360,000円

平成 22 年度 申請 4 件、交付 3 件 375,000 円

評価: 〇

▶ 申請団体を増やし、より早く助成事業を実施していただく意味から、23年度より申請受付・審査スケジュールを前倒している。

この制度の趣旨を含めたさらなるPRのため、事業説明会等の開催に努める。

<u>6. ボランティア・指導者の育成</u> 《生涯学習課》

- ◇:生涯学習情報センターや公民館等で活動するボランティア・指導者の養成と自主サークルを育成する。
- ◆:生涯学習情報センター及び公民館では、各施設を拠点として活動しているボランティアサークルとの連携・育成に努めているところである。

24年度は、「子ども読書活動推進計画」の一環で、中央公民館との共催で「絵本の読み手・ステップアップ講座(全7回)」を実施した。

<絵本の読み手・ステップアップ講座>

<u>平成 24 年度</u> 開催数 8回 参加者数 195 名

平成23年度 開催数 8回 参加者数 203名

(平成23年度から開催のため、平成23年度の実績から掲載)

(8回中1回は参加者による実践)

(平成23年度は「絵本の読み手・ボランティア養成講座」として実施)

評価: ○

▶ 引き続き、ボランティアの 養成、育成に努める。



◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

7. 公民館活動の推進

≪公民館≫

- ◇:公民館に多くの市民が集い、学び、そして様々な講座を通じて、 地域住民の交流がますます図られるよう努める。
- ◆:公民館では、市民の学習や交流がより図れるように、公民館活動推進委員会(※78)による講座・教室の実施をすすめるとともに、館主催の講座としても、子育て・教育、男女共同参画、人権、ボランティア養成などに取り組んでいる。

公民館では、250回を超える講座を開催(半分は活動推進委員 企画によるもの)し、延べ参加者は7,000名を超える状況となっている。

※78 「公民館活動推進委員会」

地域の方が住民の要望に即した講座等を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進を図り、地域及び公民館の活性化に寄与する目的で設立された。

評価: ○

▶ 活動推進委員が企画することで、地域のニーズにあった講座内容により親しみを持って受けとめられ、参加者は多い。

館主催の講座としては、ボランティアの育成や活動によって、学習や交流の機会が拡充してきている。またしてきている。また、教育、男女共同参画取りをはいる。今後と講題にもな学習課題の実施と講座の場をはボランティに努め、場合にある。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

8. 読書活動の推進

≪生涯学習課≫

◇:守口市子ども読書活動推進計画に基づき、生涯学習情報センターや文化センター・公民館等での市民の読書活動を推進する。

◆:小・中学生の読書活動を推進させるために、平成22・23年度に引き続き、「読書感想文発表会」を実施した。「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、幼稚園・小学校はもとより、児童クラブ、公民館などで「おはなし会」の開催に努めている。第3回目となる平成24年度の「読書感想文発表会」は、より多くの子どもたち・保護者に聴いてもらうために、会場をより広いエナジーホールに変え実施した。

<平成24年度の「おはなし会」の開催状況> ~計72件~

保育所 … 7 件

・子育て支援センター …1 件

• 幼稚園

… 3 件

・もりぐち歴史館

… 0 件

児童センター …1 件

・児童クラブ

…12 件

・小学校

…6 件

・ムーブ 21

…22 件

公民館…

…17 件

文化センター

…3 件

<平成23年度の「おはなし会」の開催状況> ~計68件~

• 保育所

… 3 件

・子育て支援センター …1件

• 幼稚園

… 5 件

・もりぐち歴史館

児童センター …1件

・児童クラブ …9件

・小学校

… 5 件

・ムーブ 21

…23 件

… 1 件

・公民館

…19 件

・文化センター

…1件

評価: ○

▶ 引き続き、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、 市民の読書活動を推進して いく。

評価及び今後の方向性

【(重点項目2)文化活動の推進】

9. 文化的事業の推進

≪生涯学習課≫

- ◇:市民の自主的な文化活動を奨励するため、生涯学習情報センタ ーや文化センター等を活用した文化的事業を開催する。また、 市内の文化・芸術団体等と連携・協働しながら市美術展覧会等 文化的事業を展開していく。
- ◆:生涯学習情報センターや文化センターで、様々な文化事業や文 化教室が実施されている。市総合美術協会との共催で「市美術 展覧会」、市文化協会の協力による「市民文化祭」を実施した。 また、市民の自主的な文化活動を奨励するため、後援名義を通 して、文化・芸術団体の活動への支援ができた。

〈参加人数等〉

· 市美術展覧会

平成 24 年度 出品数 399 点、入選数 229 点、入場者数 1,136 名 平成 23 年度 出品数 415 点、入選数 228 点、入場者数 2,050 名 平成 22 年度 出品数 443 点、入選数 252 点、入場者数 2,559 名

(平成24年度から入場者数の集計方法を変更しています)

• 市民文化祭

出演団体9団体、展示団体7団体、入場者数 450名 平成 24 年度 平成 23 年度 出演団体 16 団体、展示団体6団体、入場者数 1,500 名 出演団体 10 団体、展示団体 7 団体、入場者数 2,000 名 平成 22 年度 (平成24年度から収容人数の少ない会場に変更しています)

<事業団文化事業参加人数等>

・文化事業(コンサート、和太鼓、落語、映画等)

平成 24 年度 24 事業 4,108名 平成 23 年度 40 事業 6,219名 平成 22 年度 7,526名 38 事業

土曜ステージ

平成 24 年度 48 回 2,979名 平成 23 年度 48 回 3,077名 平成 22 年度 49 回 3,158名

プラネタリウム関係

平成 24 年度 4 事業 2,987名 3,052名 平成 23 年度 3 事業 3,158名 平成 22 年度 5事業

評価: 〇

▶ 引き続き、「市美術展覧会」 「市民文化祭」へのさらな る市民参加を呼びかけてい

評価及び今後の方向性

10. 芸術文化施設の有効活用

≪生涯学習課≫

◇:芸術文化活動の場として、現代南画美術館(※79)や社会教育 施設を効率的に活用する。

◆:現代南画美術館では、南画作品展はもとより、南画以外のジャ ンルの展覧会にも努めている。生涯学習情報センターや文化セ ンターのホールは、市民の芸術文化活動の発表の場としておお いに利用されている。

現代南画美術館で「海洋堂展」を開催し、市内外から多くの観 客を集めた。生涯学習情報センターの「土曜ステージ」は、ア マチュアのみならずプロの演奏家による芸術文化発表の場とし て人気を集めている。

※79「現代南画美術館」

現代南画美術館は、南画を含めた多彩な企画展の開催や市民が利用で きるギャラリーの設置。また、教育普及活動の場としても利用できる美 術館。

〈現代南画美術館〉

- ・現代日本写真作家 花と緑と自然 …4/1~7/1(79日間)、505人観覧
- 日本南画院大作展

…7/10~9/16 (60 日間) 、707 人 "

日本人作家特別展

…9/19~9/30(11 日間)、182 人 ″

• 現代南画協会展

…10/2~10/19 (16 日間)、188 人 "

・海洋堂フィギュア展 -はじまりの地、守口への帰還-

…11/1~1/6 (54 日)、6,752 人観覧

・教育委員会図工展 ···1/16~1/20 (5日間)、1,759人 "

選挙ポスター展

…1/24~2/3 (10 日間)、59 人 "

- ・所蔵名品展 人々の営為- …2/16~3/31(38 日間)、98 人 ॥
- ・水墨画入門教室 -春の花を描こう!-

…3/24~3/25(2 日間)、27 人 "

評価: 〇

▶ プロの芸術文化団体による 舞台やプロの芸術作品の展 示等、市民が触れる機会を さらに増やしていく。

11. 文化財の保護と活用

≪生涯学習課≫

- ◇:市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財保護審議会委員(※80)の意見を伺いながら、市指定有形文化財もりぐち歴史館「旧中西家住宅」(※81)をはじめとする文化財の公開や講座を開催する。また、文化財の魅力や情報を発信するための文化財マップ(※82)を活用するとともに民間施設へ配布しPRを行う。さらに、常設の文化財収蔵庫の確保に努める。
- ◆:市民文化財講座、文化財展等を開催することにより、郷土の歴 史や文化財に対する認識が深まっていた。

常設の文化財収蔵庫の確保に努める。

※80「文化財保護審議会委員」(敬称略)

本市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するため、次の委員を委嘱している。

· 東野良平 (建築史)

- ·水野正好 (考古学)
- ・黒田一充 (民俗学)
- ・薮田 實(近世史)
- · 木下密運(美術工芸書跡)
- ·福田治夫(文化財愛護活動)

※81「もりぐち歴史館「旧中西家住宅」」

在郷の武家屋敷として貴重な遺構である「中西家住宅」を整備し、郷土に関する歴史資料等を展示しています。平成13年からもりぐち歴史館「旧中西家住宅」として、一般に公開しています。(守口市指定有形文化財第1号)

※82「文化財マップ」

本市の歴史や文化財について、市民により親しんでいただくために、 文化財ガイドマップを作成。今回新たに見学しながら散策・探訪できる ルート等を盛り込んだ改訂版を作成し、市内の民間施設にも協力を得て 配布している。 評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ 各種文化財講座の開催を通 じ、郷土の歴史や文化財に 対する認識が深まった。ま た、市民ニーズを踏まえ、 今後も引き続き文化財への 愛護意識を高める取組みを 実施していく。

〈もりぐち歴史館主催事業〉

講座数・参加人数

 平成 24 年度
 11 事業
 2, 102 名

 平成 23 年度
 11 事業
 2, 383 名

 平成 22 年度
 10 事業
 2, 270 名

・平成24年度の事業内容

・4月下旬~5月上旬 …「端午の節句」

・5月中旬~6月上旬 …「ふすま絵」春の特別公開

・7月上旬 … 「七夕まつり」・8月24日 … 「書道教室」

・10月6日 …中秋の名月「観月の夕べ」

・10月中旬~11月上旬 …「ふすま絵」秋の特別公開

・12月16日 …「しめ縄づくり」

・1月12日 …新春の催し「かるた会」

・2月下旬~3月上旬 …「ひな祭り」

・2月中旬~3月中旬 …「旧中西家住宅」特別展

・3月下旬 …「スプリング・コンサート」

〈実施講座〉

• 市民文化財講座

平成24年度 89名(計4回)、史跡ウォーク 39人

平成23年度 63名(計3回)、史跡ウォーク 41人

平成 22 年度 164 名(計 3 回)

· 市民古文書連続講座

平成 24 年度 「古文書の背景を探る」〜中西家文書にみる近世の歴史 顕彰〜(全3回、69人)

• 市文化財展

平成 24 年度 252 人「注目される私たちの文化財~再評価される 守口市の歴史資料~」(10/24~10/28 の 4 日間)

<u>平成23年度</u> 139人「江戸の文化力~刷り物と文化」(10/27~10/30 の4日間)

<u>平成 22 年度</u> 333 人「過去に思いをはせる~守口の歴史~」(11/18~ 11/23 の 5 日間)

・おおさかふみんネット広域講座【北河内ブロック】

平成24年度 16名 (開催市:守口・四條畷・交野・門真)

平成23年度 20名(": 四條畷・寝屋川・枚方・交野)

<u>平成 22 年度</u> 43 名 (": 守口・四條畷・交野・門真)



評価及び今後の方向性

【(重点項目3)スポーツ・レクリエーション活動の推進】

12. 体育施設の有効活用

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:スポーツ・レクリエーション活動の場として、公民館地区体育 館や学校体育施設並びに企業内体育施設を効率的に活用する。
- ◆:地区体育館で、守口市生涯スポーツディレクター協議会による ニュースポーツ講習会「ニュースポーツ(※83)を楽しもう」 全 18 回を実施した。

小学校体育施設開放を 18 校で、中学校体育施設開放を錦、梶中学校(夜間照明)で実施した。

企業体育施設開放として、パナソニック本社八雲テニスコート の開放を行った。

府が実施している大阪府立芦間高等学校、守口東高等学校、淀 川工科高等学校の体育施設開放事業を活用した。

※83「ニュースポーツ」

レクリエーションスポーツとして、誰でも気軽にでき、人と人との つながりを大切にした、ゲーム感覚で行うスポーツ。

例:シャフルボード、カローリング、ペタンク、スリータッチボール等

<中学校体育施設開放(夜間照明)>

平成24年度

- · 梶中学校 利用者数 5,675 名
- ・錦中学校 利用者数 4,355名

平成 23 年度

- · 梶中学校 利用者数 6,327 名
- · 錦中学校 利用者数 4,064 名

平成 22 年度

- · 梶中学校 利用者数 5,965 名
- · 錦中学校 利用者数 5,377 名

<パナソニック本社八雲テニスコート>

平成 24 年度

·利用者数 37,623 名

平成 23 年度

·利用者数 23,027名

平成 22 年度

• 利用者数 19,009 名

評価: ○

▶ 体育施設の開放について、 常に利用率は高いが、希望 するすべての団体が利用で きていないのが現状であ る。開放できる施設の数に は限りがあるので、今後は、 類似するスポーツ団体の合 同利用なども含め、より一 層の有効利用を図ってい く。

評価及び今後の方向性

◇:推進事項 ◆:取組み概要及び状況

<ニュースポーツ講習会>

平成 24 年度

・東ブロック 開催数 4回 参加者数 115名

・中ブロック 開催数 8回 参加者数 197名

・南ブロック 開催数 6回 参加者数 156名

平成 23 年度

・東ブロック 開催数 3回 参加者数 100名

・中ブロック 開催数 8回 参加者数 171名

・南ブロック 開催数 6回 参加者数 163名

(運動会のため東1回が中止)

平成 22 年度

・東ブロック 開催数 4回 参加者数 139名

・中ブロック 開催数 8回 参加者数 173名

・南ブロック 開催数 5回 参加者数 138名

(震災のため南1回が自粛)

<小学校体育施設開放(日・祝)>

平成 24 年度

· 運動場 利用者数 66,889 名

· 体育館 利用者数 12,992 名

平成 23 年度

· 運動場 利用者数 53,156名

・体育館 利用者数 16,714 名

平成 22 年度

· 運動場 利用者数 56,428 名

·体育館 利用者数 17,604 名

13. ニュースポーツの推進 《スポーツ・青少年課》

- ◇:だれでもが気軽にできるニュースポーツを普及するため、地域 においてニュースポーツ講習会を実施するとともに、指導者養 成講座を開催する。
- ◆: 守口市スポーツ推進委員協議会の協力を得て、スポーツレクリエーションフェスティバル等のニュースポーツの普及を目的とした大会を実施した。

地区体育館で、守口市生涯スポーツディレクター協議会による ニュースポーツ講習会「ニュースポーツを楽しもう」を実施し た。

ニュースポーツ用具の貸出し事業を実施した。

教育委員会、コアラスポーツクラブ、守口市生涯スポーツディレクター3者主催で「チャレンジ・ザ・ゲーム大会」(33名参加)を実施した。

守口市スポーツ推進委員協議会より、全国スポーツ推進委員研究協議会へ1名、近畿スポーツ推進委員研究協議会へ2名、大阪府スポーツ推進委員研究協議会へ10名、北河内スポーツ推進委員研究協議会へ17名参加した。

評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ ニュースポーツの普及を目 的とした大会、講習会につ いて、毎年安定した開催が できているが、幅広い年齢 層に参加してもらえるよう PRに努めていく。

評価及び今後の方向性

◇:推進事項 ◆:取組み概要及び状況

<指導者講習会>

平成 24 年度

開催回数 2回 参加者 72名

平成 23 年度

開催回数 2回 参加者 65名

平成 22 年度

開催回数 2回 参加者 45名

<スポーツレクリエーションフェスティバル>

平成 24 年度

- ・シャフルボード大会 30 チーム 60 名
- ・カローリング大会 21 チーム 55 名

平成 23 年度

- ・シャフルボード大会 38 チーム 76 名
- ・カローリング大会 13 チーム 39 名

平成 22 年度

- ・シャフルボード大会 29 チーム 58 名
- ・カローリング大会 22 チーム 66 名

<ジョイスポーツもりぐち>

平成 24 年度

- ・ペタンク大会 24 チーム 71 名
- ・グラウンドゴルフ大会 174名

平成 23 年度

- ・ペタンク大会 32 チーム 97 名
- ・グラウンドゴルフ大会 171名

平成 22 年度

- ・ペタンク大会 36 チーム 113 名
- ・グラウンドゴルフ大会 187名

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

14. 高齢者・障がい者(児)が参加できる環境づくり

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:日頃、スポーツ・レクリエーション活動の機会が少ない高齢者や障がい者(児)に対し、スポーツ大会への参加機会を提供するなど、環境づくりに努める。
- ◆:高齢者向けのニュースポーツの普及を図る。

障害福祉課と共催で障がい者(児)を対象としたジョイスポーツもりぐち(ふれあいゲーム大会)を実施。

障がい者団体からの要請に基づき、フレンドワーク守口へ指導者の派遣をした。

<ジョイスポーツもりぐち>

平成24年度

ふれあいゲーム大会 470名

平成23年度

ふれあいゲーム大会 420名

平成22年度

ふれあいゲーム大会 510名

評価: 〇

▶ 一定、高齢者へのニュース ポーツの普及は図れてい る。

様々な場面に順応できる指導者の養成に努める。

15. 団体支援の育成

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:多様化する市民ニーズに応えるため、指導者の技術や知識の向上を図る研修会などを開催する団体等への支援を行い、資質の向上を図る。
- ◆:守口市スポーツ推進委員(※84)に向けた実技研修を2回実施 した。

守口市生涯スポーツディレクター(※85)に向けた実技研修を 3回実施した。

※84「スポーツ推進委員」

スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技 の指導など、その他スポーツに関する指導・助言を行うために教育委員 会が委嘱した者。

※85「生涯スポーツディレクター」

レクリエーション協会公認の生涯スポーツを推進する指導者。

評価: ○

▶ 研修会の実施は図れているが、さらなる資質の向上のため、研修内容や指導方法などを見直していく。

16. 総合型地域スポーツクラブの活動支援

≪スポーツ・青少年課≫

- ○:市民の主体的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」(※86)の円滑な活動を支援していく。
- ◆:役員会、クラブ代表者会議、合同会議、総会を実施した。 教育委員会、コアラスポーツクラブ、守口市生涯スポーツディ レクター三者主催で「チャレンジ・ザ・ゲーム大会」(33名参加)を実施した。

教育委員会と共催で「春休み体験スポーツ教室」を実施した。

※86「総合型地域スポーツクラブ」

生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに参加できるスポーツクラブ。(守口小学校区を中心としコアラスポーツクラブとして実施)。

<春休み体験スポーツ教室>

平成 24 年度

参加者 173 名

平成 23 年度

参加者 212 名

平成 22 年度

参加者 156 名

評価及び今後の方向性

評価: △

▶ イベント開催など役員会、 クラブ代表者会議、合同会 議を経て実施できている が、自主運営を図るために、 合同会議を増やすなど、役 員とクラブ代表者が連携を 図れるような体制創りを指 導していく。

<基本方針2>

人と人・人と社会をつなぐ

~子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進~

<目標>

地域社会の連帯意識の希薄化、大人のモラルの低下、有害情報の氾濫等の課題がある中で、子どもたちの健全育成に向け、地域社会が一体となって取り組む教育コミュニティづくりが重要です。そのため、さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもにかかわる組織づくりや活動のネットワーク化を促進・支援します。

◇:推進事項

◆:取組みの概要及び状況

評価及び今後の方向性

【(重点項目4)地域ぐるみの活動の推進】

- 17. 中学校校区連携推進協議会への支援 《生涯学習課》
- ◇:中学校校区連携推進協議会(※87)活動を充実していくため、 引き続き、活動の企画や学校とボランティア間の調整等を行う 地域コーディネーターの活動を推進する。
- ◆:中学校校区連携推進協議会(以下「連推協」という。)単独 での予算措置が困難なので、学校支援本部事業と連携しなが ら、活動を展開している。

校区によっては、地域コーディネーターがその活動の中心的な役割を果たしている校区もあるが、すべての校区の「連推協」に地域コーディネーターが所属しているわけではない。

※87「中学校校区連携推進協議会」

学校等活性化事業実施要綱(平成13年5月制定)を根拠に、学校・家庭・地域が協働し、子どもの教育や子育てに関わる中学校単位での「教育コミュニティ」づくりの推進を目的とする。

小・中学校、幼稚園、保育所、PTA、自治会、青少年育成団体、 子育てグループ、NPOの関係者など、地域の幅広い人々が構成員とな り、学校と地域との橋渡しを行う。 評価: △

▶ 「連推協」活動を充実していくため、地域コーディネーターの養成と、活動の場の確保に努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

18. PTA活動の充実

≪生涯学習課≫

- ◇:子どもたちが安全で安心して学べる環境をつくるためにPTAの組織活性化とさらなる実践活動の充実・地域との連携が求められており、守口市PTA協議会(※88)を通して支援を行う。
- ◆:市PTA協議会が主催で、毎年開催しているPTA研究大会 や委員会活動を通して、各幼・小・中のPTA相互の連携により、共通課題に対する理解が深まった。

※88「守口市PTA協議会」

- 生活指導、母親代表、人権啓発の各委員会活動
- 「PTA研究大会」「PTA母会員と女性教職員の集い」の開催
- ・府、北河内への各研修会への参加

評価: ○

▶ 子どもたちが安全で安心して学べる環境をつくるためにPTAの組織活性化と、さらなる実践活動の充実・地域との連携が図れるよう守口市PTA協議会を通して支援を行っていく。

19. 青少年関係団体への支援

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:各校区の特色や実情に見合った野外活動や情報交換などを通じて、青少年関係団体等が主体的に指導者養成に取り組めるよう適切な情報の提供や活動への支援を行う。
- ◆:各校区青少年育成指導員が主体となって、安全教育講習会、 広報委員研修会、キックベースボール審判講習会等を開催し た。

また、野外活動を行えるように野外活動物品の貸し出しを行った。

<安全教育講習会>

<u>平成 24 年度</u> 参加者 24 名

平成 23 年度 参加者 33 名

平成 22 年度 参加者 32 名

<広報委員研修会>

平成 24 年度 参加者 35 名

平成 23 年度 参加者 27 名

<u>平成 22 年度</u> 参加者 37 名

<キックベースボール審判講習会>

平成 24 年度 参加者 36 名

平成 23 年度 参加者 32 名

平成 22 年度 参加者 27 名

評価: 〇

▶ 各研修会や野外活動を行う ことによって、各校区ごと に実情に見合った活動がで き、指導者養成には取組め ているが、指導者の高齢化 がすすんでいる。

青少年育成指導員以外の人でも各研修会等に参加してもらうなどして、各校区で新しい指導者を養成していけるよう支援していく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

20. 各種スポーツ大会の実施 《スポーツ・青少年課》

- ◇:子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるよう、小学生 キックベースボール大会等各種のスポーツ大会を実施する。
- ◆:青少年育成指導員連絡協議会とともに、こども会親善スポーツ大会(キックベースボール 18 校区、男女 34 チーム参加)、中学生スポーツ大会(ソフトバレーボール 18 校区、男女 39 チーム参加)、こども会駅伝競走大会(18 校区、男女 36 チーム参加)を実施した。

評価: ○

▶ 各スポーツ大会を開催し、 交流、親睦を図ることができたが、校区によっては児童の減少等により大会に動力を記事の確保が困難になってきているため、各を区が参加しやすいようにスポーツ大会の競技内容・運営方法について検討していく。

21. こどもまつりの充実

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:子どもたちが、手作り遊びやさまざまなゲームなどを通じて、 地域の大人や年齢の異なる子どもたちの交流を一層深め、子ど もをめぐる地域の大人や青年たちの協力関係をより発展させ る。また、各校区・団体が実施するコーナー等で子どもたちが 大人と一緒にスタッフとして運営に携わることにより、リーダ ーの育成が図れるよう「こどもまつり」を充実する。
- ◆:「こどもの日」を記念し、子ども達が生き生きとあそべる場を創り出すとともに子どものあそびや生活を捉えなおし、子どもをめぐる地域の大人や青年達の協力関係をより発展させることを目的として、教育委員会と青少年育成指導員連絡協議会との共催で『こどもまつり』を開催した。

【こどもまつり】

<概要>

- ・昭和44年に第1回が開催され、以降毎年開催。
- ・第1回~第3回まで、市民球場で開催。
- ・第4回以降は淀川河川公園で開催。(平成24年度で第44回目)
- ・市教育委員会と市青少年育成指導員連絡協議会の共催で開催し、各種 関係団体で組織された、こどもまつり実行委員会が運営している。

<参加人数>

平成 24 年度約 13,000 名※雨天順延により、予備日に開催平成 23 年度約 15,000 名※雨天順延により、予備日に開催

平成 22 年度 約 18,000 名

評価: ○



平成24年度のこどもまつりの様子

22. もりぐち児童クラブ(※89)の充実

≪放課後こども課≫

- ◇:児童を対象とした、放課後等における安全で安心して過ごせる子どもの居場所として全小学校内に設置している「もりぐち児童クラブ」事業において、地域の方々に参画していただいて交流・体験活動を推進する。
- ◆:もりぐち児童クラブ事業を充実させるため、登録児童室(※90)及び入会児童室(※91)が一体となり、また、地域の方々の協力を得ながら工作教室やニュースポーツ等の交流体験活動の推進が図られた。

※89「もりぐち児童クラブ」

全児童を対象とした安全な遊び場を提供する「登録児童室」と、昼間就労等で保護者が不在の1~3年生を対象とした安全確保と生活の場を提供する「入会児童室」の二つの機能がある。

※90「登録児童室」

全児童を対象として、各家庭の責任で利用できる安全な遊び場を提供。

区分		平成 24 年度	
利用料	月曜日~金曜日	無料	
	土曜日	無料	
利用時間	月曜日~金曜日	放課後~午後5時	
	土曜日	午前9時~午後5時	
	長期休業日等	午前9時~午後5時	

※91「入会児童室」

昼間、就労等で保護者が不在の $1\sim3$ 年生を対象として、安全確保と生活の場を提供。

区分		平成 24 年度		
利用料	月曜日~金曜日	月額 5,400円	(減免制度有り)	
	土曜日	月額 1,500円		
利用時間	月曜日~金曜日	放課後~午後6時		
	土曜日	午前9時~午後5時		
	長期休業日等	午前8時30分~午後6時		

評価及び今後の方向性

評価: ○

▶ 保護者から要望の多い入会 児童室への4年生以上(障 がい児を含む)の受入につ いて、児童福祉法の一部改 正に伴い、国において基盤 整備を検討されていること から、その動向に注視しな がら研究する。





もりぐち児童クラブの様子

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

23. 青少年団体協議会への支援

《青少年センター》

- ◇:各種青少年グループで組織された青少年団体協議会によるさまざまな活動を支援する。
- ◆: 青少年の文化活動推進事業として、青少年育成団体(青少年 吹奏楽団・少年少女合唱団・バトングループ・ジュニアブラス バンド・少年団)の練習場所の提供をはじめ、各団体が開催す る定期演奏会や発表会の会場借上げ及び開催準備、また、毎年 実施している夏期合宿や、市・教育委員会主催行事への参加準 備など、各団体の活動に対する支援を行った。

評価: ○

► 一定の支援は行えたが、さらに青少年団体協議会の各団体が将来的に自主運営できるような組織づくりの支援を行う。

【(重点項目5)家庭の教育力の向上】

24. 育児・子育てグループへの支援

≪公民館≫

- ◇:家庭教育を支援するため、公民館等での育児・子育てグループの創設をうながしていくとともに、成長段階に応じた学習の機会を提供する。
- ◆: 育児・子育てグループへ公民館を活動の場として提供するとともに、館の主催事業として、あそぼう広場、子育てセミナーなどを開催し、成長段階に応じた学習の機会と交流の提供に努めている。

中央公民館では平成24年度はあそぼう広場を6回、子育てセミナーを4回開催した。他の公民館でも人形劇の上演や絵本の読み聞かせや親子体操などを実施している。

また、公民館の講座に参加できない方々のために、講座内容 の記録を冊子やホームページに掲載し、情報提供に努めている。 評価: 〇

▶ 育児・子育で中の方々に、 成長段階に応じた学習や交 流の機会の拡充が図られ た。今後は、既存のグルー プと連携し、子育でグルー プへの支援を図りながら、 成長段階に応じた学習の機 会と交流の提供に努める。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

25. 関係諸機関との連携

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:青少年のための相談や問題解決への適切な処置が講じられるよう学校・地域や少年サポートセンター(※92)などの関係諸機関と連携を密にする。
- ◆:青少年に係る諸問題の解決を図るために、7月、11月の青少年健全育成強調月間に青少年問題協議会(※93)と各種団体が連携し啓発活動を、各小学校区では青少年育成指導員会が中心となりパレード等の街頭啓発活動を行った。

※92「少年サポートセンター」

大阪府・大阪府警察本部・大阪府教育委員会の三者が連携して、非行防止のキーステーションとして、非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行っている。府下 10 か所に設置。

※93「青少年問題協議会」

青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策をうちたて、青 少年の健全育成を図っている。

26. 「家族だんらんの日」の運動の推進

≪スポーツ・青少年課≫

- ◇:青少年の健全育成を支えるための、地域と連携しながら親子ふれあい事業や世代間交流事業を推進する。また、毎月第3日曜日を「家庭だんらんの日」と定め、この日を中心に家庭が「いこいの場」となり、教育の場として定着するよう広く周知する。
- ◆:「家庭だんらんの日」を周知するために、青少年育成指導員 連絡協議会の会議等で啓発した。

家庭が「憩いの場」「教育の場」となり、親子関係を築き、 青少年の成長を助けている。 評価: ○

▶ 必要時に連携は図れている が、さらに諸機関との情報 交換などの連携を密にして いく。

評価: △

▶「家庭だんらんの日」を地域で認識してもらうため、会議等での啓発宣伝には取組めているが、広い範囲への周知はまだ不十分であり、周知方法等を検討する。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

27. 親学習 (※94) への支援

≪生涯学習課≫

- ◇:家庭教育力の向上にむけ、親学習リーダー(※95)の地域での活動支援を行う。
- ◆:守口親まなびの会(※96)へ研修情報等の提供や活動支援を 行っている。

※94「親学習」

大阪府教育委員会が設置の「親学習プログラム研究開発委員会」により、教材『「親」を学ぶ、「親」をつたえる』が開発されている。

※95「親学習リーダー」

地域社会の人と人のつながりが薄れ、少子化が進む中、育児放棄や 子どもへの虐待等危機的な状況が生じてきている。

親と子の関わりや子育てについて大人たちが積極的に学び合う必要性から、地域社会で親学習活動の推進役(リーダー)となる人材の養成が急務とされ、大阪府が平成16年~18年度の3年間に養成講座を実施し、約400名の方が修了した。

※96「守口親まなびの会」

大阪府教育委員会の「親学習リーダー養成講座」を修了した守口市在 住のメンバーで構成。現在 10 名。市内の子育てサークルやPTAなど を対象に「親まなびワークショップ」の進行役を担当し、市内の児童を 対象に命の尊さを学ぶためのワークショップなども行っている。

【(重点項目6)地域社会における人権教育の推進】

28. 人権意識の高揚

≪生涯学習課≫

- ◇:中学校校区連携推進協議会やPTA等の協力を得て、学校、 家庭、地域の連携のもとに、人権意識の高揚を図る。
- ◆:中学校校区連携推進協議会やPTA協議会の人権啓発連絡委員会、また、市婦人団体連合協議会等社会教育関係団体の活動において、人権講座を開催している。

<人権講座>

 平成 24 年度
 開催数
 1 回
 参加者数
 128 名

 平成 23 年度
 開催数
 2 回
 参加者数
 110 名

 平成 22 年度
 開催数
 2 回
 参加者数
 81 名

評価: ○

▶ 親学習リーダーの地域での 場の提供や活動の支援がで きた。今後とも親学習リー ダーに対する情報提供や活 動支援を行なっていくとと もに広く市民への広報に努 める。

評価: 〇

▶ 人権講座を開催し、同和問題をはじめとする人権意識の高揚に努めたが、開催回数、場所をさらに増やしていく。

◆:取組み概要及び状況

評価及び今後の方向性

29. 人権教育の推進

≪生涯学習課≫

- ◇:社会教育のすべての領域で、「守口市人権教育基本方針」及 び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、人権及び人権問題 に関する啓発、学習機会の提供等、人権教育を推進する。
- ◆:生涯学習情報センターや公民館などの主催・共催講座で、人 権講座を開催している。

<人権講座>

開催数 5回 平成 24 年度 参加者数 98 名 開催数 5回 平成 23 年度 参加者数 90 名 平成 22 年度 開催数 5回 参加者数 102 名

30. 指導者の育成

≪生涯学習課≫

- ◇:地域社会における人権教育推進のため、人権問題に対応でき る指導者の養成を図る。
- ◆:市PTA協議会人権啓発連絡委員会において、地域等の指導 者となりうるPTAの方々を対象に、人権研修会を開催した。 また、公民館での男女共同参画事業等を市民参画で企画・運営 することにより、市民の主体的な取組みを展開している。

評価: 〇

▶ さらに人権問題への関心と 理解を深められるよう、講 座・講演会等の回数の増加 に努める。

評価: △

▶ 人権研修を市民と協働して 企画・運営しつつあるもの の、まだ指導者養成には至 っていないため、人材発掘 に努める。

≪社会教育分野に係る学識経験者の意見・助言≫

- 「人と人・人と社会をつなぐ」という基本方針が単独で掲げられ、1つの柱になっているこ とは、現在の社会状況に鑑みて、非常に重要であり意義が大きい。
- ・地域の人間関係が希薄になったことから、これから親になる出産期の段階で悩みが個別化 し、一人で悩むという方々がいる。また、母親にだけ負担が偏っているということもある。 そういう方々への支援についても問題意識として持っておく必要がある。
- ・親準備学習としての親学習は学校教育の課題としてもとても大きなものとなっている。地 域だけでなく学校教育とも連携する中で、いろいろと考え得るのではないかと思うので、 発想を広げて工夫をしてもらいたい。
- ・守口市だけに限らないが、公民館の活動をどうしていくかが大きなテーマとなっており、 多世代に開かれた公民館のあり方を考える必要がある。もう一度学びたいと思っている若 年層が学べる場所がなく、苦労しているという状況もあるので、そういった若年層にとっ て、公民館が重要な場所になり得るのではないかと思われる。そのためにも、「どういう人 が公民館を利用しているのか」、反対に「どういう人に公民館が利用できるということが届 いていないのか」をしっかりと評価していく必要がある。
- ・人と人をつなぐという面で、最近重要な役割を果たしているのが民間のNPO法人である。 そういったNPO法人とどう連携しているのかがあまり記載されていない。NPO法人と どう連携をとっていくのかが柱の一つとしてあっても良いと思われる。

≪点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言≫

- ・自治体における教育は教育行政が行うこととなっているが、これからの教育の担い手は市 民であり、教育行政だけで教育を行っていくものではない。教育行政が、学校や教職員、 市民活動等に取り組んでいる人たちと手を携えて、ともに教育を充実させる時代になる。 その際の教育行政の役割は、市民が教育を担っていくための後ろ盾となることであり、そ ういう観点から、教育委員会が果たす役割を捉えなおしていく必要がある。
- ・この報告書では、教育委員会がどこに力点を置いているのかが見えづらい。重点を絞り込み、その項目については掘り下げて記載し、他は指摘すべき点だけを記載するというようなメリハリがあっても良いと思う。当面の重点課題・成果・取組方針を焦点化するという観点で整理し、どこに力を注いで教育委員会はすすんでいくのかを盛り込むことも検討が必要である。
- ・守口市の点検評価は項目ごとの評価となっているが、「目標を設定し、評価基準を定め、どこまで到達したかを評価する」という全体の組み立ての中で、現在の到達点と課題を明確にすることが求められる。そのためには、評価の根拠を明確に示すことで、次の課題として認識し、改善につながるような記載の工夫が必要である。
- ・点検評価報告書は教育委員会が施策をふりかえるという役割に加えて、報告書を通して守 口市の教育の実像をわかりやすく市民に伝えるツールとしての役割がある。写真等を掲載 するなどの工夫は評価できるが、図表や数値化の点で更なる改善が可能だと思われる。
- ・できていないことの評価の表現がわかりにくい。できていなかったことが次の課題になっていくので、もう少しわかりやすく記載した方が良い。
- ・これまでの施策の積み上げがどこまでで、どこが足りないのかがわかるように、単年度ではなく以前の年度との経年的な関わりがわかるような表現を心掛けることも必要と思われる。

守口市教育委員会 マスコットキャラクター



もりもり